

Title	小河滋次郎の救貧要論
Sub Title	A survey of welfare : Shigejiro Ogawa's unpublished manuscript
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2001
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 No.11 (2001.) ,p.1(122)- 90(33)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20010000-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

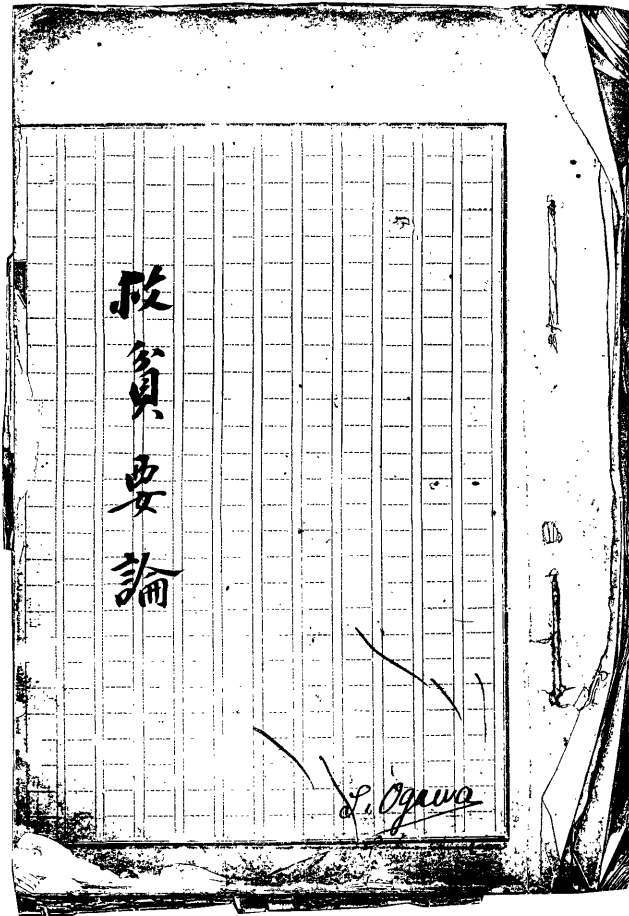
小河滋次郎の救貧要論

小野修三

解題・凡例

一、本稿はその題が表紙には「救貧要論」と筆で、また本文第一ページには「濟貧要論」とペンでそれぞれ記された手書き原稿を起したものである。表紙、目次、本文からなる原稿中には執筆者の署名は一箇所、表紙にS. Ogawaとペン書きされてあるのみである。小河滋次郎という文字は見られないわけだが、小河滋次郎のものであることは間違いない。原稿をこれまで保管なさつて来られた小河の令孫にあたる小河彌榮氏の許可を得て、ここに小河滋次郎の未発表の業績として紹介するものである。

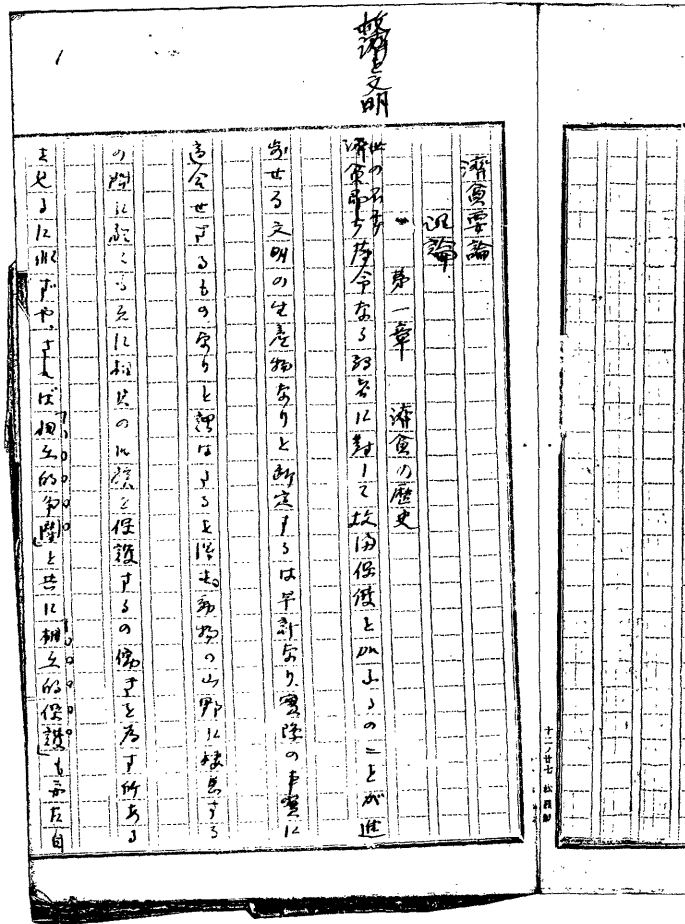
二、原本は半葉一二行、一行二七字の青色野線の白色原稿用紙に、表紙のタイトル以外はペンで書かれている。ちなみにこの原稿用紙の左隅には「十二ノ廿七 松屋製」とある。本文で一五二枚、表紙ならびに目次で六枚、そして白紙の一四枚の合計一七二枚の原稿用紙が二つ折りにされ、表紙、目次、本文、白紙の順でこよりで綴じられている。綴じるための穴は、原稿用紙の右側の余白に計四箇所が開けられ、二本のこよりで二箇所綴じられている。なお、この綴じられている原稿用紙のなかで、その下部に適当な大きさに裁断された便箋が糊付けされて、補足説明の文章が付されている部分が本文中に九箇所ある。それらは皆同じ便箋が使われているが、さらにそれとは別の種類の便箋四枚に本文第一章、第二章のあたりの内容の梗概が記され、その四枚がほぼ二つ折りにされた状態で、本文中の第三章の終りあたりに差し込まれている。これら便箋に記入された内容は、糊付けされている場合も単に挟み込まれている場合も共に、当の箇所への注として、本文の後にまとめて掲載した。四枚の便箋の方は、その置かれていた場所にとくに意味があったと



は思われないが、動かすことなくその箇所を注として掲載した。

三、原文は原稿用紙に対してほぼ一行おきに記入されているが、ところどころで間を空けずに書かれている。一行おきにしたのは、おそらく最初から加筆を前提にしていたためだと思われる。本稿では原文に忠実に一行おきにしたり、しなかったりすることなく、すべて詰めて印刷した。ただし、原文で段落がなされているところは、本稿では一行空けることで示すことにした。

四、原文には、とくにその第一章、第二章の部分において、かなりの量の訂正、書込みがなされていて、それらの文字はもとの文章の文字のように、升目に一字一字書き込まれているわけではなく、判読に難い箇所が少なからずあった。なお、この第一章、第二章の部分だけは複数の色のインクで書かれている。つまり、最初の、升目に対して一字一字書かれているのは今日言うブルーブラックのインクによるもの、これに対し加筆訂正はブラック、レッド、ブルーの三色のインクであった。これに対して第三章以降および目次部分は、升目に対して一字一字書かれているのも加筆訂正も共にブラックであった。おそらくブルーブラックつまり紺色のインクで第一章、第二章が先に執筆され、その箇所には何度も見直しがなされ、そしてそれからどれほどか時間的な間隔が空いて第三章以降および目次部分が黒インクのペンで執筆されたのだと思われる。なお、目次はページ数も打たれてお



り一番最後に作成されたものと思われるが、その目次の箇所以示される各章のタイトルが本文中のそれと正確には一致しない箇所が第四章、第六章、第十章などにおいて見られるのはなぜなのか些か不可解である。不可解といえ、原文自体のタイトルが表紙と本文中とで異なっている点も同様である。

五、原稿用紙の上部の余白には、二種類の書込みがあった。すなわち、内容の小見出しとして記されたものと、加筆訂正ないし注記としての文章である。本稿は本文箇所の上部余白を線で区切り、そこに小見出しと判断される文字は記したが、それ以外の趣旨のものは本文の後の注の部分に移すか、省略した。省略はこの部分以外の加筆訂正の箇所でも行

なった。省略の理由は本稿の体裁の都合ないし判読不能のためであった。省略した箇所ではその旨を記さなかった箇所もある。なお、欧文の引用は随時本文中ないし原稿用紙上部余白、また前記の糊付けされた部分になされていた。本稿ではこうした筆者注と私の編者注とが区別されず、単に注となっている点は寛恕を願う次第である。

六、原文の本文箇所には算用数字でページ数の通し番号が振られ、目次にはそのページ数が添えられている。その目次に見るページ数は本稿自体のページ数とは勿論同じにはならないので、本稿では原文のそれは本稿上部の余白に①、②という数字で示した。

七、この原稿の執筆時期については明記がない。ただ、本文の記載事項中に一九一一年八月七日という日付の事項（本稿、六三ページ）があり、これは明治四三年になるが、これ以降の日付の事項は見当らない。また、別の箇所ドイツの皇后陛下の指導の下に愛国婦人會が活躍しているとの、現在形で記された箇所が見えるので、一九一八年（大正七年）のドイツ帝政崩壊以前に執筆されているとも言えるわけである。またこの「要論」の内容から見ると、その第五章「救済事業の十則」は、明治四五年に出版された『社會問題十訓』のダイジェスト版とも言えるものであり、さらに大正一〇年に出版された『本邦社會事業』序論のなかで最初に指摘される「救済と文明」の問題点は、この「要論」のやはり最初に言及されている問題点であり、この「要論」の原型は明治末年には整えられていて、実際の執筆は大正時代に入ってからなのかも知れない。というのは、この解題・凡例の二の箇所ですでに指摘した便箋四枚に記載された梗概の、その便箋はじつは「救済事業研究會用箋」と印刷された便箋であり、この研究會は大正二年に発足したものである。たしかにこの四枚の便箋自体が、本文と同時期に書かれたとの証拠は何もないが、原稿用紙に糊付けされた便箋の一つには大正時代のものであることが証明出来るもの（注21参照）があり、少なくとも一部分は確かに大正に入ってから執筆であったと言える。

八、表記に関しては、次の通りにした。

- ① 原文で記された文字は旧字体と新字体とが混在しているが、そのままにした。
- ② 原文で小河が最初に紺ないし黒インクで書き、それを別の色ないし同じ黒のインクで抹消し、訂正している箇所は、抹消された箇所の文字は「…」の括弧でくくり、（抹消）のルビを振って示した。その際に、抹消だけの場合と加筆訂正の場合があるが、後者の場合には加筆された部分を同じ「…」の括弧でくくり、（後筆）とルビを振って示した。ただし、この加筆の場合には例外なくこの方式をとっているわけではなく、もともとの部分と識別できない形で加筆訂正箇所を記していることも少なからずあったことをお断わりしておく。原文の雰囲気を出るだけ再現しなかったが、技術的に無理だったり、加筆訂正を明記する意義が感じられないと判断する場合があったためであった。
- ③ 明らかな誤字等にはルビを付した。
- ④ 原文には句読点が少ない。本稿では読み易さを考えて、適宜句読点を振ったが、原文の雰囲気を伝えるため敢えて句読点なしの、

もとの形を残した所もあった。小河は句読点に原稿用紙の一マス分を使っていなかったが、本稿では一マス分使う形に変更している。

⑤ 目次部分だけは原文の雰囲気を残すために、一行二七字の原稿用紙に書かれた形のままとした。本文の箇所は、本稿の改行の都合（一行六〇字）にしたがって、改行した。

九、最後に小河のこの原稿の構成を紹介しておきたい。

I 汎論と各論の二部構成であること。

II 汎論は第一章から第五章まで。

III 各論は第六章から第四章まで。

IV 各論は全部で九章から成るが、それらは第一款（第七章）第一章、第二款（第一章）第二章、第三款（二三章）、第四款（第一四章）と分類されている。ただし、目次では款の文字だったところが、本文では節になっている。

なお本稿作成に際しては、ボン大学教授ペーター・パンツァー博士ならびに慶應義塾大学文学部非常勤講師松田隆行氏に助力をお願いした。直筆原稿の貸し出しを長期に亘って許可頂いた小河彌榮氏に対し、そしてパンツァー博士、松田氏に対し謝意をここに表す次第である。本稿に関しての責任は私小野個人に帰すものであることは言うまでもない。また、差別用語が散見されるが、わが国の近代史上の資料として、そのまま掲載している点は了承いただきたい。原本は近々小河彌榮氏から長野県上田市立図書館に寄贈されることになっている。

救貧要論⁽¹⁾

目次

汎論

第一章 濟貧の略史⁽²⁾

- 救貧と文明……1 救済と政治……3
- 救済と宗教……4 宗教的救済の基礎觀念……4
- 宗教的救済の衰退……7 救済法の変遷……9
- 濟貧院の創設……9 [抹消] [都市と救済] [濟貧制の設
定……] 中世の濟貧狀態……12 救済主管の異動
……13 都會と救済……14 濟貧制度の設定……
15 現代の濟貧制度……16

第二章 貧民の意義、實體及び範圍⁽³⁾

- 貧民とは何ぞ……17 貧民の種類……17
- 貧民古今の比較観……18 偶發的貧民……19
- 貧富の懸隔が將た貧富の変動か……21
- 貧困の原因……21
- 如何なる標準に由て貧困の範圍を知るを得べきか……27

勞銀の増減	27	消費統計	30
居住關係	31	死亡統計	32
結婚統計	33	細民の家計状態	34
社會的救濟事業の組織			
第三章 公的救貧			
救貧制度の概要	38	救貧制度の缺点	42
公的救貧の施行法	44		
エルベルフェルド式	44	婦人と救貧	48
ストラースブルグ式	49	公的救貧の經費	51
第四章 宗教的及有志的救貧 ⁽⁴⁾			
権力と慈愛	54	新教と救貧	55
旧教と救貧	56	救世軍と救貧	59
猶太教と救貧	60	赤十字と愛國婦人	61
救貧事業の統一調和	62		
倫敦中央慈善協會	62		
伯林中央慈善協會	63		
第五章 救貧事業の十則			
	66		

救済の普及	66	査賑	66
扶養義務の勵行	67	根本的救済	67
質實	67	當事者の精進	67
救済の標的	68	救済の本質	69
廉耻心の保全	69	家庭式	69

各論

第六章 社會的救済事業に對する立法

發達の影響⁽⁵⁾ 70

労働者の保護 70 労働保險法 71

疾病保險 71 保險法の效果 73

雇傭契約 76 抵當權 77

私生児の扶養義務 77 人事相談所 79

第一欸⁽⁶⁾ 貧困の主因に對する豫防

第七章 失業 80

就業の權利 80 職業紹介 82

失業保險 83 労働組合 83 授産場 84

授産殖民 84 無宿労働者保護法 85

免囚保護	86	
移住	86	
第八章	國民病	87
結核病	87	
結核豫防の二要件	88	
病院療養	88	
私的救濟事業としての結核豫防	88	
精神病	89	
花柳病	90	
第九章	酒毒	91
酒料の消費高	91	
禁酒法	93	
酒毒療養院	94	
禁酒運動	94	
青十字	95	
ゴードンブルグ式	95	
第十章	家政難	96
收入の問題に非ず支出の問題なり	96	
主婦と家政	97	
家政練習	99	
勞働婦女の寄宿	99	
家政講習科目	100	
第二欸	貧困の直接救濟	(8)
第十一章	収容的救濟	(9)
		101

	救濟法の種類	101	病院	102
	貧民授産場		病院の構造	103
	バラック、パビロン式	103	回復院	105
	林間保養院	105	看護者	106
	分娩院	107	盲院	109
	盲啞生の強制教育	109	療疾院	110
	精神病院	111	養老院	113
	第十二章	自由の救済	115	
	自由救済の長所	115	生計の保護	115
	金保と物保の利害	116	監督	119
	居住難の真相	121	家賃の補助	122
	無宿者の措置	124	自宅救療	126
	救療醫と看護者	126	配食所	126
	慰問籃	127		
	第三款			
	第十三章	幼児及少年の保護	129	
	乳児	129	乳児の死亡	129
	私生児	131	保護相談所	130
	棄児院	131	里預	132
			孤児	134

貧兒病弱兒	搖籃院	136	
幼學舎	保養所 <small>(<small>抹道</small>)</small> 〔院〕	137 138	
保養の善後	低能兒	139 140	
感化事業	救濟と兒童保護	142 142	
補習教育	職業の選擇	143 144	
大学生の活動	國民教育	146 145	
第四款			
第十四章 貧民の取締			148
救濟の聲	刑法の制裁	148 149	
警察と裁判	窮民と遊民	150 150	
調査權と申告義務			
民法の扶養規定			

第一章 濟貧の歴史

救濟と文明⁽¹⁰⁾

〔^(抹消)濟貧即ち〕世の不幸薄命なる弱者に對して救濟保護を加ふることが進歩せる文明の生産物なりと断定するは早計なり。實際の事實に適合せざるものなりと謂はざるを得ず。動物の山野に棲息するの間に於ても互に相其の同族を保護するの働きを為す所あるを見るに非ずや。されば「相互的争闘」と共に「相互的保護」も亦た自然に備はる所の天則 (Naturgesetz) の一なりと認むることを得へし。動物にして且つ然り、況んや人類に於ておや。人類が文明に進まざるの前、即ち開化せる民族となるまでの間は唯た殺伐乱暴のみを是れ事とし、曾て同情愛憐の何物たるを解する所なかりしとは想像する能はざる所なり。

實例 ホツテントット人、彼れは互に贈物を為たり又他人に對して親切を尽す〔^(後筆併記)好意を表する〕ことを以て至

上の嗜みとなすの風あり

〔^(後筆)野蛮蒙昧を以て名ある〕オーストラリヤの土人は概して友情に厚く、好んで弱者を傷はり、病者などのある

場合には厚く之を保護し決して之を放擲する如きことなし

本能的救濟

人類固有の同情心は必ずしも文明の進歩に伴随すへきものに非ず。文明の進歩せる羅馬帝政時代に就て之を見よ。愛情の最も純正にして且つ最も濃厚なるものは親の其子に對するもの即ち是れなり。然るに文明を以て稱せられたる羅馬帝政の當時に在ては親が自ら手を下して其子を壓殺するが如き蛮風の行はるゝものありしと謂ふに非ずや。文明の進歩は生存競争の激甚を餘義なくするの結果、或は反て人類固有の同情心を麻痺するに至らしむるを免かれずとも謂ふことを得べし。

井上の古代
求報主義の
起源(1) ③

羅馬希臘埃及
の古文明國

最も悪しき帝国
が最も浮浪者よ
り愛せられたり

④

濟貧即ち弱者救恤のことが世の文明進歩と其の歴史を同ふせざるの理〔こと〕、此を以て見るもまた明らかなりと謂ふへし。〔文明と共に本能的又ハ自然的絶對的なるものが理性的又は人工的又ハ相関的のものに変化せり。少くも其色彩を濃厚ならしめたり。〕濟貧の歴史を遡つて之を見るに概括する所、常に二つの動機あることに由て此に始めて其實現ありと言ふことを得るもの、如し。二つの動機とは何ぞ。一面に博愛同情の觀念、他面に貧民階級の勢力即ち是れなり。〔2〕希臘史又は〕羅馬史を繕て之を見れば何れの時代にも貧民救恤の法規制度〔救貧的施設〕の行はれしものあるを見ざるはなし。然かも其の動機が時の執権者の博愛同情と云ふが如き仁心に基くに非ずして多くは皆な、多數貧民の勢力を畏懼する〔或は民衆の甘心を得んが為め〕の動機に出でたるものなること多くの歴史家の其の所見を一にする所なり。執権者の眼中唯た利あるのみ。彼れの貧民の為に與へんと欲する所のもののは甘き蜜と苦がき鞭とに過ぎず。欺くに利あるときは蜜を以てし、脅すに便ありと認むるの場合には麴麴の代りに鞭を以て貧者の瘦臂に加ふることを憚らず。之を指して權道〔勢力〕的。若くは政略的救濟と謂ふ、豈に獨り羅馬史上に見る所のみなりと言はんや。

〔基督教徒の信ずる所に依れば〕真正の意義に於ける救濟なるものは〔健全なる合理的なる〕博愛同情の動機に基きたるものならざるへからず。前者〔の權道政略的なる〕に對して假りに之を〔同情的又は〕人道的〔又は宗教的〕救濟と稱するを便とすべし。基督教徒の信する所に依れば「汝は汝の同胞を愛すること須らく汝ち自身を愛する如くなるべし」との博愛主義を標榜する基督教の世に行はるゝことに由て始めて此に所謂人道的救濟なるもの、發現を見るに至りたりと。此言因とより我が東洋に通用すへきに非すと雖も、少くも泰西に於ける博愛主義の救濟〔人道的救濟の發達〕が基督教に俟つ所の多きは争ふべからざるの事實なりと信す。基督の教義に由る博愛〔人道〕的救濟の基礎觀念となるべきものに四個條あり。

(一) 貧しき者は救はれざるべからず。何が故に？ 彼れは國民の一人たるが故に救はれざるべからずと謂ふか？ 曰く否な。彼れは〔均しく神の子たる〕人類〔抹消人民〕の一人なるを以てなり。彼れを救はざるの結果は國家に危害を及ぼすの虞あるべしとの故を以てか？ 曰く否な。彼れもまた同胞の一人なり。同胞を愛すること己れを愛するが如くなるべしとの博愛を以て之れに對せざるべからざるが故なり。〔後筆併記彼れは國民たり公民たりまた彼れの徒党を組み教説を試むることが公安を害するの大なるものありと云ふが為めに非ずして、彼れはすべての人より同胞の一人として、己れを愛するが如くに他を愛すべしとの基督教的教義の要求を適用せらるべき者なるを以てなり。〕

(二) 吾人は人類のために其の精神的及び肉體的全力を竭くして働くことに由て始めて吾人生存の最高理想界に到達したりと謂ふことを得へし。「働き」は吾人の總てが道徳上に負ふ所の任務なり。働かざる者は飢へざるべからず。故に貧しき者に對して唯た一時的に其窮乏を救ふの道と與ふるのみを以て基督的慈善の責任を充たしたりとは謂ふべからず。宜しくまた進んで貧者を働き得る者たらしめ、尚ほ其の働き得る者に相當なる仕事を與ふるの方法を講ずる所なかるべからず。基督的總へての慈善事業の最終目的とする所は此に存す。濟貧亦た然り。

(三) (13) 各個人の總ての關係をは慎重に調査し、實際に其の必要を明確ならしめたる後に非されば救済を為すべからず。濫りに施與を為すことは不條理の甚しきものなりと謂ふへし

(四) 何人も力の許るす限りに於て自ら其の近親〔後筆併記家族〕の扶養を努むる所なかるべからず。總へての基督信者は各々其の分に應じて先づ己れの家族を養ひ、また〔抹消尚ほ進んで〕己れの使僕、己れの勞働者を傷はるの義務を有す。此の義務を充たし能はざる者は基督教徒たるの資格なし。是を以て扶養を受くべき家族を有せざるの孤

博愛、労働
審査、共助

人口の増加
と貧民の
激増

権力と勢力
集むること
其れ自身が
目的也

⑦

⑧

獨若くは家族あるも扶養の力〔能〕^(採道)なき状態に於ける赤貧者にして始めて所謂濟貧の範圍に入ることを得べきなり。

救濟の理想として殆んど一點の間然する所なしと謂ふを得べし。此の教義を奉ずる基督教徒が少くも理論の上に、救濟史上の新しき一權威たるの要求を主張すること偶然に非ざるなり。基督教の初期に於ては實際の上にも亦た能く此の理想の行はれたるものあるを見る所なりと雖も、其の期限は比較的甚だ短きに過ぎさりしもの、如し。世の推移と共に、啻に他の種々の原因に餘義なくせられたるのみならず、基督教徒其れ自身もまた濟貧に關して自ら其の教義より遠ふざからんことを努むるが如き態度を取るに至れり。⁽¹⁵⁾

他の原因

基督部落の膨張、人口の増加、悪病の流行、外教の侵入、苛税の誅求——其結果貧民の激増となり、益々個人的適切なる救濟を行ふことの不可能を見るに至れり

基督教の勢力擴大して一躍終に国教となるに及ぶ〔至る〕^(採道)や、寺院は一面に其の獲得したる権力〔公権〕^(採道)を利用することに由て、他面には民間渴仰の勢力を利用することに由て盛んに其の富榮を計る〔慾望を追求すること〕^(後筆併記)に腐心するの傾向あるを見るに至れり⁽¹⁶⁾。僧風の墮落此に益々其の甚しきを加へ、曾ては衆生濟度窮民恤救の為に壇施を求めし所のもの、今や散せんが為めに集むるに非ずして集むるが為めに集むること、なり、壇施を求むるは即ち蓄積を大ならし^(マ)の他に目的なしと謂ふが如き状態となり、金が出来るに従て慾が益々深くなり慾の深くなる。反比例に益々愛の浅きを加へ、斯くの如くにして終に同情慈善の働きの全ク荒塵に帰せしめらるゝを見るに至れり。偶々救濟のことありと稱するものは其實唯だ姑息の一時の施與に過ぎず。或は施策と云ひ、或は供養と云ふ。名は美に

惰民の養成

寺院は救濟の中心たると共に貧民の製造所

メツカは乞食の極楽
神社佛閣

療病院
悲田院
施薬院
救田院

王朝の救濟

⑨

して實は即ち慈善の假面に外ならず、^(後筆)「虚名を釣り若しくハ」反て徒らに惰民を養成するの結果に終はることを免かれさりしなり。識者之を憂ひ、如何にもして古き基督教義の原則に基いて健全なる救濟事業の發達ならしめんと計る所ありしもすべて皆な徒勞に帰せり。第四世紀に於ける教父、バヂリユース (Kirchenvater Basilius) の記述せるもの、一節に曰く

今の人の乏しき者に物を恵むのさまを見るに、彼れの憐れなる境遇に深き同情の心を持つが為めに非ずして、唯だ彼れの醜き姿を早く己れの眼の前より遠ふさからしめんと思ふが為めなり。物を恵む人の目に映ずる所の乞食は食を其の勝手^(後筆)〔処〕口に求むる宿なしの雇狗と毫も相違ぶ所あらざるなり云々と亦た以て其當時の荒廢せる救濟の一斑を窺ひ知ることを得べし。

救濟の形式が何れの國に於ても先づ家庭式に行はれしこと想像に難からざる所なり (Hausarmenpflege)。世の進歩に伴ふ内外諸般の關係が漸次、家庭式救濟をは収集式^(採道)〔收容式〕救濟 (Anstaltspflege) に由て補ひを為すの必要と感じ、此に貧民院又は貧病院といふが如き一定の建物の創設せらるゝを見るに至れり。然かも⁽¹⁷⁾収集的救濟は斯業の淵源に非ず。我國に於ける救貧事業は特に佛教の影響を蒙むる事多し。推古天皇の朝厩戸皇子深く佛教を信じ曰、天王寺を難波に建て佛典に基き新に施薬院、療養院、悲田院、救田院を其の寺内に構ふ。施薬院―藥物芳草を施薬、療養院―病院、悲田院は艱寡孤獨貧困無頼の者を寄住せしめて之を救養す、即ち權集的救濟なり

⑩

外國に於ては既に羅馬のコンスタンチン時代に貧民院養育院 (Hospital oder Xenodochie) 等の創設せられたるものあるを見る。此の建物^(採道)〔は本来、窮民保護の目的を以て設けられたるものなる〕に收容する所のもの其内容頗る雜駁を極め、普通の窮民の外、病者あり、無宿者あり、孤兒あり、産兒迷兒あり。時としてはまた悪棍無頼の犯罪者、浮浪徒をも此に收容するの實況たりしなり。此くの如き雜駁なる状態の下に如何ぞ能く^{ラヂョノネル}實質的救濟保護の

見よ⁽¹⁹⁾
←

救濟事業の中心
と共に乞食の⁽²⁰⁾
製造元となれり

⑪

×⁽¹⁸⁾

宗教的救濟の
弊は挙げて等し
く濫救の極
職業的貧民⁽²⁴⁾

×⁽²²⁾

乞食禁止
浮浪者取締法
の勵行

⑫

⑬

働きあることを得んや。教育所は其實唯だ人間の寄せ場、溜所たるに過ぎざりしと謂ふも可なり。

救濟は宗教の生命なり。基督教が俗的勢力の加はると共に意義あるを救濟の活動を失ふに至りたること前述する所の如しと雖も、然かも流石に宗教の生命たる救濟と没交渉なる能はず。時にはまた内に仁心に厚き法王又は博愛に富める名僧知識の現はるるあり。外に明君賢相の出で、強大なる権力を加へて以て策勵を加ふる所あり。内外の刺撃は幸にして教界をして救濟の前に一日も其の惰眠を貪らしむることを許さず。形式ながらも兎も角教界が救濟事業の中心となり、各種の救濟機關〔院的施設^(後筆併記)〕の如きも多くは寺院又は宗教家に由つて創設經營せられたるの事實たりしなり⁽²¹⁾

(3) 斯くて中世紀に入り到的所に兵乱相踵ぐの戰國時代となるに及び窮民と共に悪棍無頼の浮浪徒の増加すること甚しく、恤救は偶々以て彼れの増加を助け、彼れの勢驕を盛んならしむるに過ぎざるのみならず、到底慈善と云ふが如き限りある力のみには^(後筆併記)〔何等他の方法に由るに非されば〕之を如何とも措置し難きの窮境に陥るに至れり。此の窮境を救はんが為に案出せられたる所のは鬼の如く慘酷なる窮民壓迫の手段即ち是なり。^(採遺)〔第十四世より第〕十五世紀より十六世紀にかけて歐洲各都市に行はれたる乞食禁止、浮浪者の處分法に依れば、一回は之を市外に驅逐し、二回は之れに肉刑を科し、三回以上に及ぶ累犯者は容赦なく之を斷頭場に送ること、せり。ニユルンベルグの斬首人が一五〇一年乃至一五二五年の間に於て斬首を行ひたる數、一一五九人の多きに及びたりと云ひ、また英國の顯理八世王が其の一代に七二、〇〇〇人の刎首を行はしめたりと云ふは有名なる刑制史上の談柄なり。其の全部が乞食浮浪なりと云ふに非ざるも、かくも残酷なる壓迫主義に基く窮民處分の行はれたるの結果がかかる現象あるを見るに至らしめたるものなりと謂ふことを得べく、亦た以て如何に當時の為政者が増加せる窮民の措置に苦心したるかの一斑を知るを得べし。然かも總ての苦心は水泡に歸し、總ての手段は徒勞に終はれり。従て制すれ

抑壓手段
の失敗

は從て生じ、曾て窮民減少の效を見る能はさるのみならず、更に其分量〔^(採消)一層〕の増加を效すと共に益々其の〔^(採消)危険の〕性質を悪化したるが為に、社會は彼れの前に一層危虞を感じるの甚しきを加へしめたる、こと、なるに至れり。

此くの如き事情と相俟て他方にはまた宗^(採消)教^(採消)革命^(採消)のことあり。政治的權力が教會の手を離るる〔^(採消)離れてすべて民衆的團體に移る〕こと、なりたるを以て、貧民の救濟〔^(採消)事業〕の如きも次第に教會より民團の主管に移るの傾向を馴致するに至れること蓋し自然の勢ひなりと謂ふへし

ルーテル
の意見

政府の干與
濟貧立法

民衆的團體として何れの都市が救濟事業の着手に魁をなしたるかと思ふに就ては區々の意見ある所なりと雖も、一五二二年六月發布の有名なる濟貧法を有する「ニュルンペリヒ」市を以て之れが嚆矢となすこと多くの専門家の其の所見を一にする所のもの、如し。此の濟貧法は貧民の個人的關係を精査して不撓を加ふるの規定を設けたる等の點に於て比較的完全に近きものなりと認め得られざるに非すと雖も、徒らに形式の備はるあるに過ぎずして實際上殆んど何等の效果を見る能ハさりしもの、如し。要するに濟貧〔^(採消)救濟〕事業が教會の手を離れて民團に移りたるが為めに此に全く政治的救濟の色彩を帯ふるに至りたること泰西救濟史を研究する者の注目すべき所なりと謂ふへし^(採消)

⑮
十八世紀以來各国競ふて政府の手を以て濟貧制度を設定し、多くは地方民團をして濟貧に関する法律上の義務を負担せしむるの方針を取るに至れり。⁽²⁶⁾一七九四年發布の普國一般州法 (Allgemeine Landrecht) に依れば各市町村は其居住民若くは租税の義務を負担したる者の貧困に陥りたる者を恤救すべく、其市町村に於て恤救するの資格なき者は國費を以て之を地方貧民院若くは其の他の公設救濟機關に収容せしむるの仕組みにして、所謂窮民をして一

井上
 個人
 理想
 公共的
 理想
 ⑬

個人本位に非ず
 ⑭

人の其所を得ざるものならしむるの理想は略ほ形式の上に之れが具備を見るに至りたりと謂ふことを得べし。一八四二年に至り大に之れに改正を加へ終に現代思想の要求たる居住主義 (Aufenthaltssprinzip — Unterstützungswohnsitz) を公認したるもの現行の普國濟貧制度即ち是れなり。

⑮
 今や泰西諸國、到る所に濟貧制度の具備せるものなるを見ざるはなく、之れが為めに國家及び公共團體の年々支出する所の金額もまた少からず。然かも支出する所いよく多くして窮民の數益々加はり、(獨り) 窮民としては其恵に浴して恵を感じず、多きを得れば更に多きを望んで飽くことを知らず。窮民の間に常に不平怨嗟の聲を斷つ能ハさるの實況あるを免かれず。政略的救済に伴ふ自然の結果なりと謂ふべく、其の誤れる根本觀念の変化を見るに非ざれば到底局面の展開を得て「見る」健全にして有效なる救貧事業の發達あるを期待し能はざるべしと信ず。救濟事業は必ずしも文明の進歩に付隨すべきものに非ず。今日に於ける所謂救濟事業なるもの、豈に歐州文明の新しき生産物なりと謂ふことを得んや。文明歐羅巴の近代救濟史は寧ろ失敗の歴史なりと謂ふを當れりとすべし。漫然唯た斯業の範を歐米の先進國に求めんとするが如きは思はざるの甚しきものなりと謂はざるを得ず^⑯

第二章 窮民〔貧困〕の意義、實體及び範圍

窮民〔貧困〕とは其の一身及び其の家族を必要缺くへからざるの程度に養ひ得るの資源を自己の職業又は自己の財産若くは或る法律上の請求權に由て取得し能はざる境遇に在る者を指して之れを稱す。窮民を分て二種となす。(泰西救貧制度の上より)。友人、隣祐、篤志者、私設團體、宗教組合等に由て必要なる生活費を供給せらるゝ者、之を私貧者 (Privatarmen) と稱し、國家又は公共團體に由て救助せらるゝ者、之を公貧者 (Öffentlicharmen) と稱す。併し此區劃は唯た此に泰西に於ける救貧制度を講述する便宜の為に設けたるものに過ぎずと知るべし。

所謂「生活に缺くべからざる必要の程度」に就ては時代に由て異なる所あるのみならず、亦個人に由り必ずしも同一に律し能ハさること論を俟たず。少くも第一各個人の身體關係、第二職業關係、第三社會的境遇關係（身分關係）等に就て斟酌を加ふる所なかるべからず。下層民の大體的生活狀態の上より之を見れば、往昔に比して著るしき改善を見るに至りたるは明らかにして、從て昔しに見るが如き慘胆たる狀態の下にある窮民の種類も大に其數を減らしたりと云ふことを得べし。然かも事實は即ち反て窮民の増加あるを免かれずと言ふ所以のものは何ぞや。時勢の進運（採道）（時運の変遷）に伴ひ所謂「生活上の必要程度」に変化を來たしたる所あるを以てなり。——茅屋に住まんと欲するも住む能ハす、粗食を得んと欲するも得る能ハす。垢離亂髮弊衣襦褐にては忽ち救貧範圍より驅逐せしめらるゝを免かれずと云ふ——昔は米さへあれは生活することが出來た。人の軒先きに小屋掛けするとか神社佛閣の縁の下に雨宿りでもして住居を求め得たるが為めなり。今日は即ち米のみにては「生活に欠くべからざる必要程度」の物を得たりとは言ひ難し。世人往々現代に於ける貧民生活の贅澤に傾くことの甚しきを難じ、是を以て貧困の原因となし又貧困のまだ甚しからざるを証するに足るものとなす。生活の向上が貧困の原因となすは當れりと雖も、其向上を認めて一概に贅澤となすは皮相の見なり。況んや是を以て尚ほ貧困に餘地ありと論をなさんと欲するに於ておや。善根貧衰（32）の運命は昔も今も同じきが中に文明の進歩に伴ふ生存競争の益々烈きを加ふる今日に於ては一層其激變の甚しものあるを見る所にして、人生槿花の如し。榮耀榮華に跪（33）づく所の者も一朝にして其の財産を蕩尽して窮民の境遇（後筆併記）（所謂首の回らぬ悲境）に墮落する者其數に乏しからず。此種の者は外観（採道）（外見）窮民たらざるが如きも實は即ち生來の窮民に比して一層貧苦の甚しきを感じる憐れむべき窮民なり。彼れを救済の圈外に置かんとするの不條理なるは言ふまでもなく、之を救済するのみに於ては自らまた生來の窮民と其の選を異にする所なかるべからず。生來の窮民は始めよりすべての缺乏に馴れ、常人の曾て堪ふべからずとなす所、彼れは平然として之れに隨ふ。之れに反し、半途失敗蹉跎して窮民の悲境に墜落したるものは小なる欠乏に對しても苦痛を實

彼れは曾て一飯
に要したる食費
を以て今は一カ

業務欠乏の範圍たるべきもの爰に之を細別して

(乾) 經濟界の出來事

(い) 資本と労働の衝突に由るもの (同盟罷工、同盟不購買)^{ホイコップト}

同盟罷工が何れに道理なるや否やを各場合に就て精査することは救貧機關の能くし得る事に非らず。假に不条理に出でたるのこと〔事實〕^{抹遣}明かなるとするも、貧困事實の存立ある以上は之を救済せざるも可なりとは謂ふべからず。唯た救済の爲めに同盟罷工の悪風を助長するが如き影響を及ぼすなからしむるの注意あることを要す

(ろ) 新機關の装置の爲め労働力を節約〔省略〕^{抹遣}せられたるに由るもの

機關は労働者を驅逐す。労働者は常に文明利器の咒ふ所となるを免かれずとは世人の口にする所なりと雖も、實は杞憂に過ぎず。今や人口増加の著るしきに拘はらず、此増加したる多數の民衆をして兎も角其の分に應ずるの生活を営むを得せしむる所以のものは、進新〔文明〕^{抹遣}科学の發達に由て所謂文明利器の創見せらるゝもの續出するあるが爲めなり。内國生産の増加〔發達〕^{抹遣}、外國輸出の發展、商業政策の活動、是れミな近世文明科学の賜にして而かもまた社會貧困の現象〔原因〕^{抹遣}を杜絶するに最も有力なる動機たるべきものなるに非ずや。唯だ其れ過渡の時代に於て新機關を設置したるが爲めに或る限られたる範圍に労働者の節約となり、其の結果失業窮迫に陥るものを生ずるの事實は已むを得ざる所なり。此に失ふ所は反て他に多きを得るの理なり。是を以て文明を咒はんとするは即ち誤れりと謂ふへし

(は) 賃銀の低廉なる婦女、児童、外國人等を使用して男子の労働に換へしめんとする時代傾向あることに因るもの

(に) 經濟界の驚慌の爲めに販路の低滞、生産の縮少あることに因るもの

(坤) 經濟事情に關係なきもの

(い) 自然界の変動に因るもの、例へば凶作、流水、火災等

25

(ろ) 人口の不規則的變動に因るもの
絶對的人口過剰の害は未だ事實上に之を認むる能はざる所なり。唯だ限られたる地方に於て比較的人口増加を致すの結果が一面に多數の貧困者を生ずる有力なる原因たるの事實を掩ふへからず。特に其の影響を蒙りつゝ、あるは大都會是れなり

(は) 外交又は内治の政治關係に由るもの

(に) 需用關係の著るしき變化に由るもの(流行)

となすことを得べし

第二 支出の不完全なること及び支出の過多なること

(甲) 扶養すべき家族員の多數なることに由り

(多數の幼児、老親、廢疾の兄弟)

(乙) 贅費の多きことに由り(道楽、酒慾)

(丙) 家族の拙劣なることに由り

家政拙劣の事實は最も多くの場合に於て貧困の主因を為すものとす。家政の拙劣を致す所以のものは下層社會の婦女が工場業に従事するが爲に自己又は他人の家庭に於て家事經濟に通曉するの機會なきが爲めなり。

前掲する各種の原因の中に就て何れが最も貧困を導く有力のものなるかを統計に表示せんと試みたるものあるも多くはすべて徒勞に歸せり。蓋し多くの場合に於て各種の事項が相集合して貧困の原因を為すが爲めに單獨に區別して何れの原因が最も大なる影響を及ぼすやを知ることの困難なるを以てなり』⁷⁾

26

統計に由り貧困の範圍を詳かにすること亦た至難なるを免れず。何となれば所謂公貧者なるものは之を統計し得へしと雖も、私貧者を精査〔調査〕^(抹消)することの不可能なるを以てなり。現代に於ける下層社會の物質的(經濟的)状態の如何を知らんとすれば、各種の統計〔事情〕^(抹消)を湊会して之れが推定的理論を試むるの外ならざるなり

先づ第一に觀察を要するものは勞銀統計^{△△△}是れなり。勞銀統計は吾人に各種の疑問を解決するに足るべき豊富の材料を供給するものと謂ふことを得へし。勞銀平均額の今古の對照如何？此係數を比較するに就て注意を要するものあり。蓋し勞働者が従來に在つては五十円を収入し此内、四十円をば必要なる生計費を支出したるに反し、今日に於ては七十五円を収入するに對して七十円の生計費支出を必須なりとせば、仮令へ賃銀額は増加を致したるもの如くなるも、彼れが經濟的生活状態は従前に比して悪化したりと断定せざるを得すと云ふこと即ち是れなり。賃銀夫れ自身は名義的賃銀。Der nominelle Lohnたるに過ぎずして生活状態の良否を知るの標準となすに足らず。収入する所の賃銀をば必要なる生計費(食料、被服、家賃、醫藥代、教育費等)と對照することに由て此に始めて實際〔實質〕^{後詳}的賃銀(Realohn)の價值を知ることを得へし。英國の統計に依れば勞働者に支拂へたる賃銀は一七九〇年乃至一九〇〇年の間に於て一三六%の増加なりと云ふに對して同年間に生活費^(抹消)の割合は二七%の騰貴を見たるの割合に過ぎず。是を以て見れば、英國に於ける勞働者の物質的状态は約八五%の割合を以て改善せられたりと推定を下すことを得べし。獨乙に於ても最近十數年間に於ける勞働者賃銀^(抹消)の増加は物價の騰貴に比して一層著るしき増加を見るの事實なりとは専門家の其の所見を一にする所なり。(Marie Heller "Das Submissionswesen in Deutschland") 伯林に於ては一八九四年乃至一九〇四年の十年間に於て賃銀は物價の騰貴に比して二倍の増加を見るに至りたるの割合なりと言へり。

近年に於ては往々にして高き賃銀——特にまた家庭を作るに及ばざる少壯勞働者^{△△△}に對して、比較的高き賃銀を拂ふ

ことが反て貧困を増加するの要因たるを免かれずとの疑あるを聞く所なり。少壯者は多くの収入を得ることに由て血氣の爲めに反て濫費の悪習に陥り易きこと想像に難からざる所にして得る所多くして費す所更に大なり。他日婚嫁して家庭を作る頃には幸にして負債なきまでも濫費の悪習を懐むる能ハざるに反して、収入は往日と異なる所なきのみならず或は寧ろ年と共に體力の衰ふる結果、反て幾分の減額を免かれざるべしと云ふ。貧困の甚しきを致すと蓋し自然の數なりと謂ふべし

(33)

第二、消費統計 各個人の需用する日用品には自ら定量ありと雖も、生計に餘裕ある階級に於ては他に比して早く其最多定量に達するを得るの理なり。故に日用品消費額の増加は大體に於て一般社會と共に下層階級の生活關係も亦た漸次改善〔向上〕^(後筆併記)〔?〕⁽³⁴⁾の趣くの兆として之を見ることを得べし

獨乙の統計に依れば、火酒の如きは一八九〇年に一人に就き平均五、五リートルなりしもの一九〇五年には六、一リートルなり、麥酒は一八七九年乃至八三年に於て平均八五「リートル」なりしもの一八九九年乃至一九〇〇年には一〇七「リートル」となり、砂糖は一八七六年乃至八一年に於て五、八「キログラム」なりしもの一九〇五年には一四、四「キログラム」となり、木綿は一八三六年乃至四〇年に〇、三四「キログラム」、一八八六年乃至九〇年に四、一九「キログラム」は一九〇二年に六、五二となり、南方果物一八三六年乃至四〇年〇、〇六キログラム、一八八六年乃至九〇年一、〇四「キログラム」、一八〇五年には二、五四の増加となり、其他香料、珈琲の如きは従前に比して三倍、「カカヲ」の如きは四十四倍の消費を見るに至れり

居住統計も亦た廣義に於ける消費統計の一に属するものなりと謂ふことを得べし。部屋借居住者の如き者が漸次減少の傾きあるを見るとなれば以て下層民生活關係の改善をトするに足るべし。獨乙の統計に依れば、千人の居住者

に就き一室の賃借者伯林に於ては一八七一年に四八七人、一九〇〇年に四三八、一人、プレスラウに於ては一八八〇年に五三一人、一九〇〇年には四〇八、一人、フランクフルトに於ては一八七一年に二一九、三人、一九〇〇年に五九、七人、ハンブルグに於ては一八七五年に三六六、六人、一九〇〇年には一九五、六人となれり。一面に〔?〕^(後筆)居住の改良の励行に由り此現象ありと謂ふを得べきも、兎も角生計状態の改善するに非ざれば此に到る能ハざるへきを論を俟たず

第三、死亡統計 窮困の甚しきに従ひ勢ひ死亡の比較數を多大ならしめざるを得ず。獨乙統計の示す所に依れば、人口千人に一年間の死亡割合

一八四〇年	一九〇三年	減少
乃至		
一八四二年		
佛国	二三、九七	一九、五
英国	二二、〇七	一六、四
奥国	二九、九五	二四
露国	三五、九〇	三一
普国	二六、五八	二〇、〇
		六、五八

衛生思想
ノ進歩

結婚統計が救済状態の改善を知るの標準たらしむるを得るや否やは大に疑ひなき能ハざる所なるも兎も角、結婚數の減少が其れ自體として一概に生活關係の不良に傾ける事實を証明するものとは認め難し。何となれば生計程度の上に伴ひ、家庭を作ることの困難なるがために何人も其の將來に警戒して多少の餘裕あるも容易に結婚を為すに至らざるへきを以てなり。普國の統計家ファイルクス (von Ficks) の調査する所に依れば、普國に於ける結婚平均

以下省略

③4

年齢、砵夫は二十七歳、農業者三十歳、官公吏三十三歳六個月に該當するの割合なりと云ふ。是を以て官公吏が農業者、労働者に對して經濟的不良の状態にありと断定する能ハさるは勿論なるも蓋し各職業者に就ては對照を遂げ、例へば砵夫の二十七歳平均が二十六歳平均となり官公吏の三十三歳が三十二歳となるの次第ありとなれば、生活程度の向上に拘はらず結婚時期を早むるを得るが故に、是れは即ち生活状態の改善せられたるが為めなりと断定して不可なかるべしと信ず。要するに生活關係の改善は結婚に必要な資源を得るが為めに結婚數及び出生數の増加を見るに至るべきは自然の數なりと謂ふべし。

③5

貧民の生活状態を詳悉せんが為めに貧民の各個人に就て其實況を精査する所なかるべからず。即ち各貧民の家庭に就て一々其の生活の方法、家計の収支等に就て調査したる材料に據るに非ざれば到底能く以て其の真相を詳悉すること不可能なり。曾て(一九〇三年)柏林市の統計局は下級社會(minderbentigte Bevölkerung)に於ける勞銀と家計との關係を調査せんが為めに數千葉の調査票を各種の職業に従事する職工、労働者、下級の商業員、官吏等に配布して記入せしめたるの結果、約千人に就ての状態を知悉することを得たり。其の計數の結果に依れば、一家計の収入平均年額は千七百五十一馬克なり(我が八百七十五円)。(賃銀の外、各種の別収入のすべてを合算して)調査したる家庭の四分の三以上は別収入を有し、其高は平均一七%に達するの割合にして、其の種類は養老年金、療養金(Krankengeld)、恤救金(Armenunterstützung)、部屋賃料、別業(内職)、失業補助料、利子、株券の配當、富籤の所持、貯金、親戚よりの扶助(補助)^(補遺)料、寄托児の養育料等是れなり。此他に無家賃の居住、無料の薪炭燈火を使用し、其他各種の寄贈を受くる如きもすべて別収入として其價格を計上せり。

蓋し支出額を以て之を収入額に相應する所あらしめんとならば、各要因に就て凡そ左の如き割當を見るの計算を得べし。

一、日常生活に缺くべからざる必要費目

(家賃、被服、食料、交通、器械の購入、修繕等)

八〇、三%

二、法律上の負擔費目

(諸税、教育費、疾病其他の強制保険料等)

三、四%

三、精神的及び肉體的慰樂費目

(料理店に於て酒代、煙草代、新聞、書籍、遊散等)

九、六%

四、任意的諸掛り費目

(保険料、諸會費等)

二、五%

五、各種ノ定例費目

六、九%

六、臨時費目

三、三%

右支出の第三項が割合に多額を占むること、即ち總支出の約五分の二が料理店に於ける飲食費に消せしめらるゝの事實は最も注目に價する所なりと謂ふへし。酒精飲料(麥酒、燒酎等、家庭用の分をも包括して)に費す所の總額は麵麩及肉の總費額に對して約三分の一に該當するの事實なり

下層社會に於ける収入及び家政に就て其の真相を詳かにせんが爲めには尚ほ各種の材料に照して精査する所なかるべからざるは論を俟たず。

社會的救濟事業の組織

第三章 公的救貧

獨乙に於ける現行公的救貧事業は大體の上に一八七〇年發布の救護居住法 (Gesetz über die Unterstützungs-vohnsitz) に基けるものなりと謂ふことを得へし。本法の施行に關し實際的必要の規定と認むべきもの左の如し
 (甲) 基礎觀念 救濟は國家の負擔に歸すべしと雖も居住主義に基て更に其の負擔を分割すること左の如し
 (其一) (地方)^(後筆) 救貧區 Ortschaftenverbände 一町村又は近接せる數町村を聯合したるものを以て救貧區となす
 救貧區の分擔に属すべきものは

- (イ) 一時的 (vorläufig) 區内に於ける救濟が必要なる總へての者 (外國人も含む) に就ては救貧區は假りに之を保護救濟するの義務を有す。救濟を受くる所の (當該)^(抹消) 者が他に救護籍 (救濟居住) を有するの場合に於ては當該 (主管)^(抹消) 地救濟區に對して辨償を要求し、又は主管區に (當該)^(抹消) 被救濟者を送付することを得へし
- (ロ) 確定 (永久)^(抹消) 的 (endgültig) 區内に救護籍 (救濟居住)^(抹消) を有する總へての貧民に就ては確定的に之を救濟するの義務を負担すべきものとす
- 救護籍 (救濟居住)^(抹消) 權は

居住（ア）二年以上持續して居住したることに因り。但し年齢十八歳以上なるを要す。公救を受くるの期間は中斷の效力を有するものとす

結婚（イ）結婚に因り。婦は夫の救護籍〔救濟居住〕^{〔採消〕}権に従ふ

出生（ウ）出生に因り。公生児は滿十八歳まで父の救濟居住権に従ひ、父を失ひたる者及び私生児は母の救濟居住権に従ふものとす

取得し、又之を喪失するの條件は左の如し

（ア）他の救濟居住権を取得したること

（イ）十八歳以後に於て滿二年以上連續して不在なりしこと

（其二）中央救貧区〔地方救貧組合〕Landarmenverbände

聯邦中の一國又は一國中の州（プロフィンツ）を以て地方救貧組合〔中央救貧区〕^{〔後筆併記〕}となすを原則とす。但し、一國の中に在ても特に大なる都市〔地域〕^{〔採消〕}を以て一の獨立地方救貧組合となす場合なきに非ず。例へは普國に於ける伯林、ケーニグスベルヒ、及びプレスラウを以て一の獨立組合となすの類なり

地方救貧組合の分擔に属すべきものは

（い）一般的 救貧居住権を有せざる者（地方貧 Landarme）に就ては地方組合に於て確定的に之を救濟するの義務を有す

（ろ）普國に於ては一八九一年發布の法律に依り、地方組合は精神病者、白痴者、癩病者、盲啞者に對して之を一定に收容して救濟を加ふるの義務を有す

（乙）救濟の範圍は各國法に依て之を定む。但し、通則として(1)宿舎 (Obdach)、(2)生活に缺くべからざる必需物件、(3)疾病に對する療養、(4)埋葬手當等と與ふるの例なり

（丙）救濟の主管に關する行政爭議に就ては國法に依り定められたる一定の官署を以て第一番に充て、第二番と

都會地が救貧を普及せしむるときは地方の老少を引受くべしとの誤解

④2

④1

しては伯林に於ける聯邦身分官署を以て之れに充つるものとす。身分官署は委員長一人、委員四人を以て組織せられたる合議體にして、聯邦政府の推薦に依り皇帝之を任命す

法律は大體の外廓だけを規定するに過ぎずして、其内容の實行に就てハ各救濟團體の取捨に一任しあるが故に、畜に粗精粗寬義を一にせざるのみならず、法律の要求する最低限度をすら充たすに至らざるものまた少からず。要するに、法律的外觀の整備する割合には實行上に於て頗る不完全なるものあるを免かれずと謂ふことを得へし。

現行救貧法は多年の實驗に依り、其不完全なるを認むるの點多きが為めに、之れが改正を必要とするの議論漸く多し。政府も亦た此に顧みる所あり。曾て世に發表したる其の改正案に依れば、主要なる改正と認むべき點は、居住權取得の年齢をば十八歳より十六歳に短縮したること、取得及び喪失の期間を二年より一年に短縮したること、労働者及び其家庭に對し、従前労働者の所在地に於て疾病の場合に限り十三週間以内保護を加へたることをば將來にあつてはすべて救濟の必要ある場合に二十六週間以内保護を加ふべしと改めたること等即ち是れなり。

労働能力ある地方民が其の扶養すべき家族を捨て、他に移住する者の多きが為めに、地方としては其の有用なる分子を失ふの損害に加ふるに、取り残されたる老少者を救護するの責任を多からしめたる、の傾向の益々甚しきを見るに至りたること近年に於ける獨乙の實況なり。上陳の如き改正案を提出するの已むを得ざる所以を了解することを得へし。バロード (Ballod) の調査に依れば、普國に於ける一八九〇年十二月一日現在の人口千人毎に對し

年齢	町村	人口二万人以上	町村の増減
			の都市

〇歳―				
一五歳	三七九	三二三	(+)	六六
一五―				
二〇歳	九四	一〇〇	(-)	六
二〇―				
三〇	一四三	二二〇	(-)	七七
三〇―				
四〇	一二二	一四九	(-)	二七
四〇―				
五〇	一〇〇	一〇五	(-)	五
五〇―				
六〇	七九	六六	(+)	一三
六〇―				
七〇	五四	三八	(+)	一六
七〇―				
一〇〇	二九	一九	(+)	一〇

此く如き地方に不利なる状態は比年益々其の甚しきを加ふに至れり。而して此地方に失はれたる労働能力が都會に集注せられたること明らかなり。救貧法一部の改正が果して能く此の趨勢を喰ひ止め得べきや否やは疑問に属す。兎も角現行救貧法ニ向て根本的改正を加ふるの必要は専門家の其の所見を一にする所なり

公救の組織

小都會に適する
も大都會ニハ實
行に困難なり

④④

④⑤

聯邦身分官署は努めて救濟居住權をば廣義に解釈せんとするの方針を取れり。例へば病児又は結核病者にして醫師が病院治療を必要と認むるの場合に救貧の主管として之れが費用を負擔せしめ、また病者に給すべき滋養物を以て當然療養に欠くべからざる必需品と解釈するが如きは是れなり。

繙帶は勿論義手義足の如きも救貧費用の中より之を支給せしむるの例なり。之れに反し皮靴の類は若し當該貧民にして幼時より之を用ひたる習慣なしとなれば之を支給せざるものとす^マ。

公的救貧は如何に之を組織するを可とすべきや。公的救貧法の模範として久しく世人の稱賛する所となりたるものは所謂エルベルフェルド制なるもの即ち是なり。此の制度の大體に於ては古く既に基督教派に屬するチャコニーに由て行はれたる。親しく各個人に接して其の憐れむべき境遇を詳かにするが為めに同情の念已む能はず。之れに救濟の手を下すと云ふの方法に異なる所なしと謂ふことを得べし。故にエルベルフェルド制度は一八五二年ダニエル・ハイド (Daniel v. d. Heydt) に由て起案せられたる新救貧法の上に始めて世に現はれ出でたるものなりと雖も、實は即ち古き思想に新しき形式を具備せしめたるものに過ぎず。

エルベルフェルド制の原則とする所左の如し

(一) 貧民の其相を詳かにすること (且つ其の監督を周到ならしむること) を要す。故に一人の救貧世話掛 (救貧委員) に主管を托すべきものは四人または四家族を越へしむるべからず

(二) 救貧世話掛 (救貧委員) は地方官憲の救貧事務に於ける執行機関に非ずして、方面 (區) 會議 (Bezirksversammlung) に於て救濟の獨立職權を有する一員に屬す。但し、救貧委員の權能は職務規程の定むる所に依る

(三) 各救済は成るべく十四日間を以て限度とすべく、互に調査の上、必要を認むるに非されは續行を許さず。⁽³⁷⁾

④6

此の原則に基く救貧の實行に供せしめんが爲めに市を方面⁽³⁸⁾〔數區〕^(抹消)に分ち、更に方面〔區〕^(抹消)を細別して數區 (Quarter) とす。各方面に方面長、各區に一人の救貧世話掛〔救貧委員〕^(抹消) (Die Pflagar) を置く。救貧委員は定日 (十四日毎) を以て集會して方面會議を開き、救済の方法範圍等に就き審議決定をなすものとす。

④7

實驗する所に依れば救貧世話掛〔救貧委員〕^(抹消) は成るべく各種の方面より之を選択するを有効なりとするもの、如く特に商業家、手工業等をして之れに當らしむることを可とす。何となれば、此種の者は貧民に對して適當の相談相手となり且つ適當の職業を斡旋し得る等の便利少からざるを以てなり。但し此利益あるの一方には動もすれば被保護者たる貧民と私的關係 (親分子分) を結び、若くは口入稼業を営む等の弊に陥り易きが故に、此點に付き特に慎重なる警戒を加ふる所なかるへからず。近時、多くの都市に於て労働者を救貧事務に採用したる経験に依れば其の成績頗る良好なるもの、如し。但し救貧委員なるものは独り貧民の生活状態を調査するのみならず、救済を與ふる者に對して常に相當の監督をも加ふるの任務を有するが爲めに、彼れの労働時間を之れに充てしめざるを得ざるの結果、適當の労働者を採用すること實際に困難あることを免かれず。何れの場合に論なく、高等の教育あるもの、必ずしも救貧の職務に適任なりとは謂ふべからず。救貧委員が智能に優されるありとの故を以て円満なる救貧の活動を期待し得べしとは謂ふべからず。大学生に就て適當なる救貧委員を見出〔選任〕^(抹消) し得べしとの説を唱ふる者あり。学生は之れに因り社會の活学に通暁するの機會を得るのみならず、趣味の自覺あるが爲めに能く其の職務に熱心なるに至るべきを得べきが故なり。

④8

近世的公的救済事業に婦人を参加せしむべしとのことは何人も異議なき所なり。婦人は概して救貧事業に必要な

一時的のもの
委員の監督に付
せず
有給吏を置く
委託者を地域に
限定せず

50

忍耐、穩和、經濟的注意等の條件を具備し且つ比較的時間に餘裕ある者多きが故に、救貧委員等としては最も適任の有資格者なりと謂ふことを得へし。但し婦人を採用する以上は之れに男子と對等なる全權を有するに至らしむることを要す

近年ストラスブルグ市に於て實行する所のもの〔救貧法〕^(抹消)は、公的救濟の方法として一時の進境を見るに至りたるものなりと謂ふことを得べし。(Strassburger System)。當市に於ては救貧委員會 (Armenrat) なるものを設け、救貧事務〔の執行〕^(抹消)を主管せしむ。委員會は市長及び市會の選任したる四名(任期を四年とす)の委員を以て之を組織す。委員會は總へての救濟事業を監督するの外、公私各般の救濟事業に對して其協力を円満ならしむるの任務を有す。委員會の執行事務は専ら左記の機關をして之れに當らしむるものとす。

(一) 救貧局 (Armenamt) 本局には局長一人及び書記、庶務掛及び調査員數名を置く。局員は有給とす。救貧局に於ては救助願の受理、實情調査、方面委員〔會議〕^(抹消)の準備、被救助者救助及び監督、身分票の調製、被救者〔貧者〕^(抹消)及救貧吏と方面委員との交渉に関する事項等を主管す

(二) 方面委員會 (Die Bezirkskommissioner) 委員會は救濟委員會の會員一名(會長なる)と救濟委員會が無給救貧吏(男女)中より選任したる者八名を以て之を組織し、救貧委員會の定めたる準則に基き、所程方面内に於ける各被救者〔救恤〕^(抹消)の取扱に要する決定をなすの任務を有す。救貧方面は相當の地域を劃して之を定む。一方面内に被救者を六百人を超過することを得ず

(三) 救貧吏(男女) 救貧吏は名譽職とす。救貧吏一名に属せしむる被救者は三人以下とす。救貧吏に委託すべき者は方面委員會に於て之を定む。長期間繼續して救濟を行ふの必要を認むる者に限り之を委託するを本則とす。一時的短期間の者は、特に必要ありと認むる場合に非ずれば、之が取扱を救貧吏に委託せず。取扱を委託す

る。者。は。地。理。の。便。否。に。拘。は。ら。ず。、。す。べ。て。個。人。的。適。當。と。認。む。る。関。係。を。標。準。と。し。て。之。を。定。む。此。点。が。エ。ル。ベ。ル。フ。エ。ル。ド。シ。ス。テ。ム。と。其。趣。を。異。に。す。る。所。な。り

(注意) ストラースブルグに於ては佛蘭西式に則り、救貧法の上に義務主義 (Obligatorisch) を認めずして、許可主義を採用せり。(Bewilligungssystem)

公的救貧に要する財政状態の一斑を陳述すべし。公的救貧費は主として地方自治體〔町村〕^(抹消)をして之を負擔せしむるを原則とし、所属の郷貫又は救済居住地を確むる能はざる者に限りて地方救貧組合 (郡縣) をして之れが費用を支弁せしむ。癩病院、盲啞院等の經費は地方救貧組合に於て之を負擔するの例なり

救貧費の財源は他の地方一般の事務費と較て異なる所なし。稀には或る種類の奢侈税を以て救貧費の財源に充つるの例なきに非ずと雖も、其不足の場合に於ては同じく一般の税源より之を補充す

52

ビュール (Beul) の推算に依れば獨乙に於て公的救貧費に支出する總額〔年額〕^(後筆併記)は約一億四千万馬克乃至一億五千万に達すべしと云ふ。各都會地に就て之を見るに負擔の多少は都會の大小に伴ひ、都會は其繁榮を加ふると共に益々救貧費の負擔を多からしむるの傾向あるを免かれざるもの、如し。一九〇三年乃至四年の調査に依れば、人口一人に付き救貧費の負擔ハンプルグ七、五四馬克、ケルン五、一四馬克、フランクフルト四、七六、キール三、九九なるに對し、ハムは一、五〇、インステルブルグは一、四九、スタルガルトは一、四九馬克なり。伯林に於ては近く十年間に於て七、一三 七、二七 七、三八 七、七一 七、八五 八、二一 八、八〇 九、五五 九、六六と通加して終に一九〇五年には九、六九に通加するを見るに至れり。通加の主なる原因は富有者の市外に出づもの、多きに反して、貧資産者の來住する者の益々其數を加ふるが為めなり³⁹⁾

大都會が救貧の爲めに如何なる費目に對して幾何の支出を要するかの概況を知るに便せしめんが爲めに、左に柏林市に於ける一九〇五年度の救貧費調査表を示すべし

費目	合計	収入ニ依り支弁	不足の爲補充
(一) 救貧費			
一般救貧：	一〇、六四二、七三八	八〇〇、四五一	九、八四二、二八四
孤兒院諸費	八六〇、九七九	一二四、六九七	七三六、二八二
感化院諸費	一、五五四、九七一	二六〇、一三七	一、二八四、八三四
労役傷	五三一、七三〇	三一六、三三八	三一五、三九二
宿泊所、避病院	七八二、四四五	一九五、七五九	五八六、六八六
梅毒病院等	四四四、五〇一	一一六、〇〇二	三二八、四九九
總會計	一四、八一七、三六四		
(二) 療養費			
病院、癲犯院、白痴院、癲病院、兒童病院			
總會計	八、二八八、三〇〇		
總合計	二三三、一〇五、六六四 ⁽⁴⁰⁾		
内 収入に由て支弁	二、三五四、七四一		

第四章

(後筆併記) 〔私的救済〕 宗教的及び有志的私営 (個人的) 救済事業

英人デバイン (Devine) 曰く、法律なきの博愛は姑息散漫に流れ易く、博愛の伴はざる法律は拘泥冷酷に陥るの傾きあるを免かれず。ローとラフ Law and Love とは如何なる場合にも互に相調和保全する所なかるべからずと。法律的救済制度と慈善的救済事業と互に相提携協同するの必要なる所以を知ることを得へし

今日でも救済事業強し私的救済の中心は宗教的なり

宗教的救済は一挙兩得的の二面の價值なりと謂ふことを得へし。即ち一面に於て信徒は其の宗教の信念に基き、憐れむべき同胞の悲境に同情せんとするの心をば、官憲 (官家) の力に頼らず、自己の歸依する宗教家の仲介に頼つて之を充たすことを得べし。

宗教的救済ハ食塩の如し、それなくバ食物に味なし、然かも餘りに多きに塩辛くて美味に通せず

(41) 新教徒の慈善事業は今日に在つては主として内地傳道部の經營する所に係る。獨乙に於ける内地傳道部の創立者はウキツヘルンにして、氏が慈善事業の第一着手として經營したるものは有名なるハンブルク附近の「ホルン」に設立したる「ラウヘスハウス」と稱する感化院是れなり。ウキツヘルンは慈善事業其れ自身よりも、寧ろ重きを事業の經營に従事する男女の職員の養成に置き、是を以て内地傳道部の重もなる事業たらしめんとの考察を有したるもの、如し。ウキツヘルンは彼れを兄弟と呼べり。他に於て「ヂャユーン」と稱するものと同じ。ウキツヘルンの

56

主として男職員を養成したるに對し、テリドール、フリードネルは専ら婦人の職員を養成するの方針を取れり。慈善救済の事業は公私に拘はず其の従業者の全部は内地傳道部に於て養成せられたる兄弟姉妹を以て之れに充つるに至らしめんと理想なりしも、今日に至るも〔於ても〕^(抹遣)尚ほ豫期の進行を〔此の理想の幾分を〕^(抹遣)見る能ハざるのみならず、寧ろ中途挫折して爾來頗る不振の傾向あるを免かれざるの實況なり。今日に於ては慈善事業を布教の手段に利用するものなりとの非難多し。男子に比すれば女子の活動を優されりとすべし。女職員の本部はカイゼルスウエルト Kaiserwerth にあり。現數約一萬五千人各地の病院、避病院、盲啞院、癩犯院、精神病院、感化院、養老院、孤兒院、保育所等に就職せり。

57

宗教的に慈善事業の活動あるを見るは旧教を以て優されりとすべし。旧教派に属する慈善團體としては先づ指をウヰンツエンツ (Vinzenverein) 及びエルサベスの二協會に屈せざるを得ず。前者は男子の會員より成立す。佛國に淵源す。八人の學生に由て組織せられたるものなり(一八三六年次)。忽ち各國に擴がり、今日にては獨乙だけですらも六百四十カ所、運動の従業員〔會員〕^(抹遣)一萬一千人、救貧事業に對して一年間に約百二十万馬克を支出す。家庭救貧を主とす——男戸主の家庭に限る。故に一方に女協會なかるべからず。此必要を充たすが為めに起りたるものエルサベス協會是れなり。一八四四年の創設。此協會もまた各國に散在して其數甚だ多く、救済事業に就ての活動もまた極めて盛んなるが、各團體いづれも獨立の行動をなし、毫も組織の統一するものなるを見ず。機関雜誌もなく、年報を刊行することもなく、また事業の聯續を計るが為めにする聯合會議を開くが如きこともなし。

58

旧教派に属する慈善事業の焦點となるべきものは律僧^(後筆併記)〔尼〕(Oden) と稱する女僧徒是なり。彼れは清貧、断色及び絶對服従の三大信條を躬行するの下に、萬難を排して各種の救済事業に献身努力すること他に其比を見る能ハざる所なり。其の為す所陰徳主義を頑守するが故に内容の盛んなるに拘はらず、外觀の上より之を詳悉すること不

可能なり。

加督力の慈善事業に對しても、慈善事業を宗教に利用すとの非難あるを見る所なり。加督力的經營の状況を概評すれば、其此に力を注ぐことは極めて熱心なりと雖も、旧式に拘泥して時務と共に其方法を改めざるの欠点あることを免かれざるは遺憾と云ふべし。組織の統一せるものなきが如き其の最も大なる欠点なりと認めざるを得ず。

59

近年各國到る所に救濟事業に關する救世軍の活動の頗る目覚ましきものあるは世人の知る所なり。是れまた宗教的救濟事業の一に數ふことを得へし。すべての救濟事業、殆んど一として救世軍の着手せざるものなしと謂ふも可なり。曰く失業者の授産、曰く無宿者の收容、曰く不良少年の感化、曰く墮落婦女の救護、曰く貧病者の治療、曰く結核豫防、曰く貧兒の教養〔保育〕、曰く産婦初生兒の監護、曰く免囚の保護、曰く何、曰く何、其の太鼓の響く所に必ず實質的救濟事業の伴はざるはなし。曾てお祭りの空騒きの珍宗派なりと世間より冷遇せられたる所のもの、今は一変して〔抹消漸く〕世人の信頼〔抹消信用〕を保持〔抹消厚ふ〕ることの深き〔抹消漸く〕を加ふるに至りたるの偶然ならざるを知るべし

60

猶太教徒の宗教的救濟事業は何れも其の規模頗る大にして且つ其の組織の統一ある點に於ても他に一頭地を抽んずるものあるを見る。彼れは資力に富み而して到る所に迫害を受くるの民族なり。自ら逆境の經驗を有するが故に、逆境に在る者に對するの同情も亦た切實ならざるを得ず。救濟事業に巨額の資財を投じて大規模に之を經營する所以の偶然ならざるを知るべし。猶太信徒の經營に係る萬國的救濟事業の團體として有名なるは猶太殖産協會 Jewish Colonisation Association 及び猶太同盟協會 Alliance Israelite Universelle にして、何れも一億万円内外の資本を有する。彼れは同族に對してのみならず廣く他宗徒をも救濟す⁽⁴⁵⁾

⑥1

宗教に関係なき有志的慈善團體として有名なるは赤十字、愛國婦人會の如き是なり。其目的の戦時または軍人家族の救護にあるに拘はらず、今日に於ては各國到る處平時に於てもまた廣き範圍に就て各種の救濟事業に其豊富なる資力を利用する所少からず。赤十字と一般救療事業特に結核の豫防事業、愛國婦人會と児童保護特に初生児の保育事業⁽⁴⁶⁾

⑥2

公私に論なくまた宗教的なると有志的なるとに拘はらず、すべての救濟事業は互に相提携調和して以て共同一致の行動に出づる所なかるべからず。性質を異にし種類を同ふせず、また其の成立の歴史を等ふせざる各種の事業、多種の團體をば、嚴格なる統一組織の下に打つて一丸となすの不可能なるは勿論なるも、併かも少くとも共同に救濟なる終局の目的に對して行動の一致(抹消)の精神(抹消)を保ち、事情の疎通を計るの道なかるべからず。救濟事業統一論の勃興となり、既に各國に於て此方面に於ける施設(抹消)の實行(抹消)あるを見るに至りたる所以のものは即ち之れが為めなり。英國に於ける倫敦慈善同盟協會の如きは之れが模範として推奨さるに足るべきもの、一に屬す。該協會 Charity organisation Society of London の目的とする所は次の三點に存す

- (一) 慈善事業の普及、發達に関する堅實の原則及び意見を報告(抹消)「發表(抹消)」すること。
- (二) 慈善事業に関する各種の働きを共同一致せしむることに由て、益々斯業の健全なる發展を遂ぐるに至らしむること。

(三) 新しき慈善的職分の奨励を為し、其れが實行を促すこと。

本會の事業としては月報及び慈善事業一覽表の刊行。年報の發表。随時に慈善事業經營の参考に必要な單行本の刊行。倫敦のみならず各國の各都市に聯合協會の設けあり。亞米利加に於ても各地に普及せり。

倫敦協會に於て刊行する「救濟事業大全」

⑥3

“Charity Register and Digest”

此種の書物は今や歐米各國到る所に之れあるを見る。各國の分を集めたるものもあるが、最も精密に出来て居るは各都市の聯合會に於て調査編纂したるものなり。中には市廳の手に出来ておるものもある

此書物に就き一目して如何なる種類の救濟事業が如何なる場處に存立し、また如何なる人に由て經營せられ、尚ほ其沿革如何、其組織如何、其財政上の狀況如何と云ふ精しひことが分明となるが故に、愈事業者當事間に事業上の聯絡をつけるに便利なるのみならず、局外者もまた之れに由て其の適役を定むるを得るの便あり。

64

普國に於ては夙に救濟事業統一の必要を感じ、既に一八九一年に於て中央労働者保護協會なるものを組織し、労働者救濟事業の統一を計る所ありしが、一九〇六年終に其名を中央救濟(^{珠消} 慈善)協會と改めて“Zentralstelle für Volkswohlfahrt”其活動範圍をすべての救濟事業に擴張するに至れり

動議 一九〇四年 帝國衆議院に於けるドグラス伯の建議 (Graff Douglas)

最初の考察 國務省内に救濟局の設置

終に中央労働保護協會の範圍を換めて、之れに國庫の補助金を支出し、參與員四十八名を置き、内十八名は政府より之を任命すること、せり

此中央救濟協會の任務とする所左の如し

- (一) 救濟事業の範圍に属する各種の組織の統一聯絡を計ることに因て、之れが健全の發達を助成すること
- 必要と認むる改善を促かすこと
- 必要と認むる新事業の施設を奨励すること

普及

66

第五章 救貧事業の十則⁽⁴⁸⁾

- (二) 内外に於ける斯業發達の實況を調査し、之れに関する書類、報告、規則書類等を蒐集すること
- (三) 救濟事業の組織に関する諮問又は質疑に對して、之れに適當の解答を與ふること
- (四) 内外に於ける斯業の發達に就て〔採消関し〕調査したる結果を關係諸官署に報告すること
- (五) 官署の請求に應じ、意見を述べ方策を立て又は法律稅則の起案に參與すべきこと
- (六) 雜誌、著述、講演、會議、講習會等に由て、斯業の普及を計ること
- (七) 斯業の實行に適當なる方法を研究すること

萬國救濟會議 (Congrès international d'assistance publique de bienfaisance privée)

一九〇〇年巴黎博覽會の當時に創設⁽⁴⁷⁾

査賑

濫施の弊⁽⁴⁹⁾

同助

67

第一則 窮民は自活する能はざる已むなき場合に於て、社會に對して救濟を要求し得る所なかるべからず。何を以ての故に。曰く彼れも亦た人類の一員たればなり。党派の何れに属すると教派の何れに属するとを論せざるは勿論、國民たり又は市町村民たると否たるとも亦た其の間ふ所に非ざるなり

第二則 各個人的關係を精査し、實際已むを得ざる必要を確認したる後に非ざれば、之れに救濟を加ふことを許さず。濫與は懶惰と乞食とを奨厲するの悪結果あるに過ぎず。濫與は恩惠に非ずして虐待なりと謂ふは即ち之れが為めなり⁽⁵⁰⁾

第三則 家族又は親族は其所属の窮困者を救濟扶養するの義務を有す。此義務を尽する者なき場合又は尽す能ハざる實情を確めたる場合に非ざれば之れに公私の救濟を行ふことを許さず

根本的⁽⁵¹⁾

熱意

選活⁽⁵³⁾

總意

⑥9
第四則 救済は根本的なるを要す。先づ窮迫の由て基く所の原因を探究して、之を征壓するの工夫を凝らすこと救済事業の最緊要務なりと知るべし

第五則 窮民として救済に馴れしむべからず。之を待つこと須らく嚴肅にして、彼れをして一日も早く自活するの奮勵心を起さしむるの注意あるを要す。被救者を扱フの上に勤勉なる勞働者の生活状態と權衡を失するに至らしむるが如きことあるべからず

ミュンステルベルヒ⁽⁵²⁾

第六則 斯業の實質は執行に存す。故に直接執行の局に當る者の行為に最も慎重の注意を拂ふ所なかるべからず。總ての従業員をして先づ其の責任の重大なるを自覺せしむる所あるを要す

⑥8
第七則⁽⁵⁴⁾ 救済を為すに當つて如何に救済すべきやの問題を研究するの前に、先づ何物を以て救済すべきやの問題を解決する場合多きを知らざるべからず。精神の糧に欠乏を感じることに「より多き者」に就ては、先づ之れに精神的慰安を與ふること救済の要務なりと謂ふべし。道德必ずしも唯一の精神的滋養物に非ず。博愛同情の眞意義を解する者にして始めて能く精神的滋養物の何物たるかを會得すべし

第八則⁽⁵⁵⁾ 救済は救済其れ自身が目的なり。或る目的を達するの手段に救済を利用せんとするが如きことあるべからず。救済事業の財源を得んがために音楽、演劇其他の興行を催さんとするが如きは其の目的の救済の爲めにするにありと雖も、直接の目的は集金にして見物人の目的は慰安を得んと欲するにあり。之れに慈善救済の名を題するは其實集金又は慰安の目的を達するの手段として斯業を利用するものなりと云ふべし。時に或は此の權道を用ふるの止むべからざる場合あるべしと雖も、然かも是は必要的曲事⁽⁵⁶⁾として寛容するに過ぎざるものと知るべし。之を用ふするの結果は、動もすれば即ち世の非難を蒙り反感を招くに至るの虞あることを免かれず

第九則⁽⁵⁷⁾ 救済の爲めに窮民の廉耻心を破壊するが如きことなきを要す。

第十則 豫防的救済事業として最も有效なるものは、家庭式の基礎の上に組織せられたる健全なる幼者の教養保護

⑦⑩

法に如くものなしと知るへし

各論

第六章 「^(後筆)社會的」救濟事業に對する社會的立法の影響 「^(抹消)意義」

従前、勞働者に對し恤救の形式を以てしたるものにして今日に於ては法律に因り彼れをして權利「^(抹消)條件」的に救濟を請求し得るに至らしめたるもの少からず。即ち社會的立法の爲めに社會的救濟事業の範圍が幾分の縮少を見るに至りたりと謂ふことを得へし

⑦⑪

勞働者保護法の發布に依り、啻に貧困の多くの原因を防制したるが爲めに救濟事業の負擔を軽減したるのみならず、幼者少年及び婦女の保護、及び一般勞働者の生命健康又は風儀の危険を救濟する任務の如きもまた直接、立法の關與する所となるに至れり。獨乙にあつては勞働保險法の爲めに勞働者は其の疾病、災害、廢疾又は老衰等の場合に當て救濟を國家に對して請求するを得るに至り、⁽⁵⁹⁾疾病保險の下に在るもの「^(抹消)救濟を受くるもの」のみにてても千万人の多きを算し、毎年三百乃至四百萬の病者に支出する保險金額は約一億四千萬乃至五千萬に達すべしと云ふ。災害被保險者約千九百萬人、毎年平均約六十萬人の被災者に對し支出總額七千萬乃至七千五百萬、廢疾及養老被保險者約千三百萬人、保險金の支出を受くる者六十五萬人、年金總額七千萬馬克なりと云ふ。若し法律がなければ、此の多數の人を救濟するが爲めに此巨額の金を社會的救護事業が負擔せざるを得ざる譯なり

勞働保險法の詳細に就ては此に之を講述する能ハさるも唯た其の一斑を知るに便せしめんが爲めに疾病保險の規定

に就ての概略を説述すべし。被保険者が疾病に罹り、其の結果として労働不能となるの虞ありと認めるときは、保険局は本人に對して救療養を加ふるが爲めに便宜、病院（回復期に在るもの回復院）に收容を命ずることを得べし。但し當該者の意思に反して病院に收容することは、本人が未婚者なるか又は家庭に於ける家政上必要の一員に属せざる者なるの場合に限るものとす。被保険者の入院中は保険局に於て其の家族に對して之れに救濟を加ふることあるべし。但し保護を受くべき家族は是れまで入院者の所得に由り生活したる（生計を立る）^{（抹消）}者なることを要するものとす。此くの如き方法にて療養の手當を受くる者一年間に約三万五千（三千五百）^{（抹消）}人、年額凡そ八百万馬克に達す。保険局が病院特に結核病院を設立すること近年になり益々多きを加へ、之れに支出する經費は頗る巨額なり。之れが爲めに結核の蛮火を防制して公衆衛生の上に貢献するの效果極めて顯著なるものあるを見る

労働者保険法は唯た救貧費の負擔を軽減して其負擔を労働者の双肩に移すに過ぎずとの非難を試むるものありと雖も、是は皮想の見たるを免かれず。救貧の事業は労働保険の実施の爲めに毫も其の必要を減せざるのみならず、大都會の如きにあつては比年益々其の必要の大なるを加ふるものなり。労働保険の實行あるが爲めに救濟事業は能く其の必要に應じて適當の方面に活動を遂げまた活動の範圍を擴張するの便を得るの事實なり。此事實既に以て労働保険の救貧事業に及ぼす多大の效果なりと認めざるを得ず。之れに加ふるに尚ほ

（一）責任の自覺を促がし、徒らに救濟の他力に依頼せんとするの耻づべきを知らしむ。保険法に基くの保護は彼れが自ら相當の義務を充たしたることに由て得る所の當然の權利なり。保護の下にあつて尚ほ且つ獨立獨行の國民たることを失はざるものと、救貧法の保護を受くるが爲めに或る政治的資格に制限を受くるものと其差壹に無逸のみに非ず。下層民の獨立自營の精神を惠與せしむるの効、偉大なりと謂ふへし

（二）従前にあつては病める労働者は病苦の極端に増進したる場合に於て始めて業を休み、救療を求むることを得たるに過ぎず。故に療養の時機を失すること廢疾^{（後筆併記）}〔労働不能〕に陥るの主たる原因たりしなり。労働保険の

75

實施に依り、労働者をして独り健康の重んずべきを自覚せしむるのみならず、其の疾病なるの場合に早く之れに相當の療養を加ふることによつて労働不能の悪結果より免かれしむるの效果また少からず

(三) 労働者をして保険事務の一部に参加せしむる所あるがために、之れに由り労働者に感化を及ぼすの效果また偉大なり、

等の利益を期待することを得べし。労働保険を難ずる者或は曰く、之れあるがために無知の労働者は自重心を失ひ、大なる國家的保護に安心して反て自暴自棄に陥るの弊あるを免かれず、保険法は即ち流行性年金ヒステリ (epidemic Rentenysterie) の發生を促がすものなりと。幾分の真理なきに非ず。凡そ物、利害相伴ふは自然の數なり。法の適用に慎む所なかるべからず。併かも大體の上より獨乙等の實驗に依れば保険法の結果、決して悲觀すべきに非ずして寧ろ大に樂觀するに足るもの、多きを疑はざる所なり。或は労働保険と云ひ、或は労働者の保護と云ひ、何れも皆社會的立法の一部分たるに過ぎずと知るべし

76

労働者の契約關係の如きも社會的立法の一部として民法の上に之れが適當の規定を設くるに至らざるべからず。例へば雇傭期限中、疾病事故の爲めに短期間の欠勤なりをするも、之れが爲めに解傭せられ、又は賃金の不支拂を受くるが如きことなき保証、解傭の豫告、雇傭の長きに及びたる者に就ては相當期間 (六週間) 傭主に於て療養の義務を負擔する等の保証を必要とするが如きの類是れなり

77

民法又は民事訴訟法の上に、抵當權若くは強制執行手續に就て細民の利害を保護するの規定を設くること亦た必要なり。債務者の生活に欠くべからざる物、相當なる家計を維持するに必要な物、手工業者又は労働者が其職業を営むに必要な物等の如きは抵當權又は強制執行の目的物たるを得せしめざるの規定を設くるを要す。

民法上、私生児に對する父の扶養義務の範圍を擴充するが如きも亦た社會政策の必要とする所なり。獨乙新民法の規定に依れば、私生児の父は當該児の十六歳に至るまでの間、其の母の身分に相當すべき扶養料（三月分の前後）を支出するの義務を有す。民法に於ける飲酒癖に基く禁治産の規定の如きも防貧事業の上に関係を有すること至大なり。獨乙の民法に依れば、飲酒癖に依り自己又は其の家族を窮困に陥らしむる虞あるときは、當該救貧官署をして本人に對し禁治産の處分を請求することを得せしむ

法律の規定あるものに就てはすべての場合に、先づ之れが適用に由て救濟を行ふの方針を取るべく、本來の意義に於ける救貧の働きは副業的又は補足的 (Subsidiary) なるを要す。故に法的救濟の利用を完らしむることは社會的救濟事業の主要なる任務の一なりと知るべし。人事相談所設置の必要ある所以なり。人事相談所なるものは〔營業的(採得)に非ざる職業の紹介と共に〕⁽⁶¹⁾ 法的救濟の仲介斡旋をなすを目的とするものにして、獨乙等にあつては公共團體の自ら之を經營するものまた少からず。普國政府は一九〇四年以來之れに四万マルクの補助金を支出し、尚ほ政府は成るべく其事業の各地に普及せんことを奨励するの訓令を發する所ありたり。人事相談所の主管たるべきものは能く下層社會の事情に精通する、同情に富み且つすべての方面より不羈獨立なる公平無私の平民的人格なるを要す。必ずしも法律上の深き素養あるを要せず、官僚臭味あるの人は断じて之を排斥せざるべからず

第一節 窮困の主たる要因に對する豫防法

第七章 失業

⑧

曾てビスマークは（一八八四年）獨乙帝國議會に宣言すらく

諸君は須らく労働者にして健康なる以上は彼れに與ふるに労働の權利を以てせよ。彼れにして病めるときは諸君は須らく彼れに救療を得るの道を與へよ。彼れにして老衰せば諸君は須らく彼れに安んじて其の餘生を送るの恵幸を與ふる所なかるべからず。此くの如くにして始めて惡むべく恐るへき社會主義の撲滅を期待するを得べし云々

と。大擔なる労働の權利なる放言に對し忽ち満場の祝聴〔祝福〕^{〔採道〕}を聳動し、ビスマーク自身が社會主義者の信條を宣揚するものに非ざるかの疑難百出するに當てや、ビスマークは之れに答へて曰く

然り、余は絶対に労働の權利を是認す。余は宰相として此演壇に立つの間、一步も此確信を讓る能はざることを断言す。然かも余は社會主義者の信條を祝述せんとする者に非ず。我が國法の命ずる所に服従するが為めに此れ断言を致して憚らざる所なり云々

と。帝國々法「救貧院其他の救濟制度」と題する一節の第二章に曰く

本人自身又は其家族の生計に必要な資力を有せざる者に就ては、之れに其の体力及び其の技能に相應する所の業務を與ふることを要す

と。國法が此くの如きの規定を設くるの半面には、ビスマークの所謂労働の權利を認むる國法の問題ありと解釋すること、敢て不可なきもの、如し〔不可なきが如し〕^{〔採道〕}。然かも労働の權利なるものが今日に於ける社會的關係の下に之れが實行を見ること殆んど不可なるの事實ありと謂はざるを得ず。是を以て為政の根本義と為すが如きことありとならば、偶々以て糧を社會主義に與ふるの不利なるを免かれざるは明らかなり。（ブレデリツキ二世の革命思想に淵源せるものならんか。）

失業者保護の道は適當なる職業の仲介斡旋を成すにあり。職業〔労働〕^{〔採道〕}市場に於ける需用供給の實況を詳悉するの

困難なるが故に〔と共に〕^(採道)、職業の仲介斡旋を為すこと亦た容易の業に非ず。近年に於ては文明各國到る所に殊に大都市にあつては大概所謂職業紹介所なるもの、設置及び職業〔労働〕^(採道)市場統計の編纂あるを見ざるはなしと雖も、其の發達は尚ほ不十分にしてまだ社會的救濟事業として著るしき實際的成績を呈するの域に至る能はず。都市に偏して地方に閉却せらるゝは缺點なり。廣く全國に普及して都市と地方と能く相聯絡を保ち、疎通を開くに非ざれば制度能く其の流動を全ふし得べきに非ざるなり。獨乙に於ける一九〇五年の調査に依れば同年間、公私の職業紹介所に由て就職を得たる失業者の數は約百二十万人の多きに達せり

(63)

失業救濟法として失業保險法を採用すべしとの意見は多くの人に由つて唱道せらるゝ所なり。之れが實行に由り果して豫期の成效あるを得るやは疑ひなき能ハさる所なり。何となれば大都會の如きにあつては細民の年々増加の甚しきを致すと共に、實際に失業と懶惰に基く職業嫌忌とを識別するの至難なるを以てなり。失業保險に比すれば自衛的労働者組合の方法〔組織〕^(採道)を用ふること、失業の豫防に有効の成績を期待し得べしと信す。尤もこれとても動もすれば反て同盟罷業を助長するの原因たるの弊を免かれざること普國等の経験する所にして、英國の労働組合の如きは最近數年間に於て、同盟罷業の爲めに支出したる金額は、實際の失業保險（又は失業者帰國旅費）に支出したる所に比し五倍以上の多きに達したりと云ふ。^(後筆併記)英國の労働組合の如きは最近數年間に於て實際の失業保險（又は失業者帰國旅費）に支出したる金ハ、同盟罷業の爲めに支出したる金額に比して五倍以上の多きに達したと云ふ。

失業保護として應急的授産所を設くること亦た一策なり。所謂〔應急的授産〕^(採道)には廣義と狹義の二種類あり、其狹義に属するものは失業者に職業を與ふるを目的とするものにして〔應急的授産所とは失業者に對し其生計の資を得るに必要な一時的或る業務に就かしむる目的を以て經營する事業を指して之を稱す。（降雨等の場合に此方法を實

行するを得ば、防貧の上に大なる効果を見ることを得へし)

應急的授産所と貫聯して授産殖民⁶⁴と稱するものあり。漂浪する所の失業者に對し、就業を條件の下に宿泊及び食料を與ふるの仕組みにして、主として農業(土工)に就かしむるもの即ち是れなり。獨乙には全国を通じて三十三ヶ所の授産殖民所あり。全部宗教家の経営に係り(一八八二年ボーデンシウキン氏始めて之を創立す)、内新教に属するもの三十、旧教に属するもの三ヶ所なり。三千九百七十八人の収容力を有す。最寡(最小)^{採世}一四四三人、最多のときは三千九百六十人内外なり。一年間に満員の為め収容を拒絶したるもの一万四千三百三十八人に達せりと云ふ

獨乙に於ては漂泊貧民の救済に關し最近に漂泊労働者宿泊法(Wander Arbeitsstätten-gesetz)なるものを制定し、各地に於て公立労働者宿泊所を設け、漂泊労働者に對し就業の條件の下に宿泊及び食料を與ふるの方法を實行すること、なれり、(主たる目的は駅頭に徘徊して乞食を為すが如きことなからしめ成るべく早く其目的地に到達せしめんとするにあり。此類の者に就ては鐵道院の如きも特に乗車賃の割引をなす等の便利を與へり)

免囚保護事業も亦た失業者救済法の一部分なりと謂ふことを得へし。年々監獄を出づる幾万の放免者の大部分は何れも皆職業を得るの困難を感じる所の者なり。而して就職難は即ち再犯の主因たり。監獄改良は免囚保護あるを待て始めて其の目的を全ふすることを得べし。

免囚保護は之を左の三様に區別することを得べし

(第一) 一般的救済 在監者の家庭の保護

(第二) 在監中の保護 拘禁中に在つて既に出獄後、正業に復帰し得るの準備と最小に必要な保護を加ふる所なかるべからず。故に免囚保護事業の當事者は親しく監獄に出入りして囚人に接触し、其性格、其品行、其技能、其將來の希望より尚ほ進んでは其境遇、其家庭等の關係を詳悉し、之れに適當すべき善後の方法を請求するの前に於て、本人が果して保護の價値又は必要あるものなりや否や、相當の訓戒を加へ、矯正を試むることに由て以て保護を與ふべき有資格者たらしむる望みありや否や等を査覈することを要す。(抹消)〔必要に依り本人の家族を保護〕

(第三) 放免後の保護 相當の權力あるを要す。所持金の處分、假出獄の取消、警察監視の類是れなり。就職を主とすべし。収容法の不可。一時の停車場。

外国移住の奨励 六個月の試験的保護

第八章 國民病

國民病として先づ第一に豫防征遏を急務とするものは結核病是れなり。我國に於ては結核に斃る、もの年々十万人以上の多きに及ぶ。死亡者の多きは即ち病者の多き事實を証明するものなり。病者多くして病毒の蔓延益々甚しく、病毒の蔓延甚しくて之れに羅り、之れに斃る、者、比年増加の甚しきを見る。而かも此病毒に犯さる、ものは壯年有為の者に最も多數なり。結核一に之を貧乏病と稱す。必ずしも貧民に限るに非すと雖も、然かも貧民社會に殊に此病毒の猖獗を逞ふするの事實を掩ふべからず。故に結核豫防は救濟事業の主たるもの、一に屬するものなりと云ふことを得べし

88

結核の豫防に就ては先づ左の二件を知ること要す

- (一) 結核バチルスの危険は世人の想像するが如に甚しきものに非ず。各種の伝染性患者の中に就て結核の爲めに死亡する者は七分の一に該當するの事實なり
- (二) 近代に於ける衛生法の進歩と結核病理の闡明とは、結核の前途に對して益々樂觀的希望を厲するに足るものあるを見るに至れり

英國、獨乙等にあつて比年、結核死亡者の遞減する傾向あるを見るに至れり

結核に對する療養法は病院治療を以て最も有効なりとすべし

獨乙に於ける病院運動 病院數⁽⁶⁵⁾

生活法の改良、居住關係の改善、酒癖の矯正、學校衛生の改良等結核豫防に欠くべからざるの要件なり

89

結核豫防⁽⁶⁶⁾に對する私的救濟事業の働きとしては、成るべく速かに病者を健康者より離隔せしむること。必要の場合に離隔用の一室を貸渡すこと。入院者の家族(遺族)^(採消)を救濟すること。回復退院したる者に相當の職業を斡旋すること。結核豫防に必要な知識の普及を計ること(出版物、講演)。唾壺、消毒薬、牛乳其他栄養物の供給、洗濯所の開設、家屋器具消毒法^(採消)(清潔法) 励行の監督補助等のこと即ち是れなり。

精神病も亦た國民病の一に數ふことを得べし。文明の進歩に伴ひ精神自體を過勞するの結果、勢ひ精神病の増加を見るの傾向ありとは専門医家の其所見を一にする所なり。貧困も亦た精神病の主因ならずんばならず。然れば則ち貧民の間に於ては精神病者を出たすの割合も亦た多からざるを得ざるの理なり。然るに精神病院なるもの多くは有資産者のために設けられたるものにして貧民の收容を目的とするものは殆んど皆無なり。救濟事業の一大缺點なりと謂はざるを得ず

花柳病もまた然るべき國民病として看過する能ハざるもの、一に属す。花柳病は特に都會に多し。丁抹の調査に依れば、首都コツベンハーゲンにては人口一万人に付き二〇、一、地方の都會にては同三、〇二、郡村にあつては僅かに〇、三八に過ぎず。我國の實況を見るに必ずしも都會のみならず、其病毒は健全なる地方にも蔓延し、而かも蓋し其猖獗を逞ふするの事實あるを見る。種々の方面より之れが豫防制遏を計ること、社會的救濟事業の必要任務ならずんはあらむ⁽⁶⁷⁾

90

91

第九章 酒毒

酒毒が人生々活の上に如何に多大の影響を及ぼしつ、あるやの事實は日夕の間に吾人總ての目睹耳聽する所にして特に之れが証明を要するまでもなきことなり。酒と犯罪、酒と失業、酒と國民衛生、酒と貧困、何れも形影相伴ふ密切の關係を有するの事實を見ざるはなし。獨乙國民の酒料の爲めに消費する一年平均額は約二十八億二千六百万馬克に達すべしと云へば、之を各成年者に割當つるときは一人平均約百六十「マルク」を酒料の爲めに消費するの事實なり。勞働賃銀の約一〇％は酒料に消費せらるべしと云ふ。

92

下層社會の經濟狀態を改善する能はざるの唯一に非ざるも少くも主たる原因の酒毒に在るは争ふべからざるの事實なり。彼れは獨り快樂を得んがために酒を求むるのみならず、憂苦を忘れんが為めにも亦た之を用ふ。彼れは酒の爲めに益々悲境に陥り、悲境の苦しみに堪へずしてまた〔兼々〕^(抹消)救ひ？を酒力に求む。酒房に出入して火酒と親むが彼れの唯一の慰安とする所なり。彼れを〔而して〕^(抹消)酒毒に免かれ〔遠ふさから〕^(抹消)しめんとなれば、一面に婦女と彼を飲酒の機會より遠ふざからしむると共に一面にまた過勞（勞働時間の過長）、勞働の不安、家庭の不愉快等より救濟するの道を講ずる所あるを要す。

近時帝國議會の調査に係る酒毒防止の法案に依れば、十四歳以下の者に火酒の販賣を禁ずること、爛醉者又は常習酒癖者に酒料の販賣を禁ずること等規定あるを見る。法律を以てする飲酒制限のことは普國の實驗に依り多くは豫期の奏效を見る能ハざるもの、如し

酒癖者の爲めに酒毒療養院を設置すること必要なり。療養院の運営の財源は酒稅收入の一部を以て之に充て、其不足を以て地方濟貧費の負擔たらしむるの方法を取るもの少からず。酒毒療養院の効果を全ふせしめんとならば、酒癖程度の成るべく初期に於て収容を強制し得るの道を開かざるべからず。故に貧民救濟の方面に於て療養の必要を認むる者あるの場合には、時機を失せずして當該者を療養院に収容するの權能あらしむることを要す。

酒癖者に對し治産禁止の規定を勵行すること亦た必要なり。酒癖者は精神病者、廢病者、白痴者、盲啞者等と同じく、すべて之を相當療養又は教育の機関に強制収容し得るに至らしめざるべからず^(抹消)

93

伯林ワルドフリーデンの酒療院に於ては一九〇〇年の創立以來五年間に酒癮者を收容すること三百八十式人。此内三二、六％は療養の目的を達して全く禁酒者となり、十五、四％は勞働能力を恢復したる節酒者となり、約五〇％は療養の目的を達して退院せしむるに至りたりとのことなり。

酒毒征遏の目的を以て成立せる協會團體の類は其數甚だ多く、各國到る所に年を追ふて益々禁酒運動の盛んに行はるものあるを見ざるはなし。獨乙のフレデツキ、ウキリヤム三世、瑞典のラスカル二世の如きは特に卒先して此運動を奨勵する所あり。節酒主義は一転して禁酒主義となり、一八五一年禁酒主義の目的を以て組織せられたる義國的禁酒同盟會 (Guttemplerorden) の成立を見るに至れり。一八七七年瑞西のゲンフに創設せられたる青十字會の如きも絶對的禁酒を以て其の運動の目的とせり

北歐諸國に於て酒毒防制手段として採用せるゴテンブルグシステムなるものは、其の成績頗る良好なり。此の制度は都市に於けるすべての酒精飲料の販賣を以て一の株式會社の特占に帰せしむるものにして、株主は規定の低率なる配當額を受け、殘餘の純益金は其の一部分を禁酒運動を目的とする團體に下付するの外、他はすべて之を救濟事業の財源に充當せしむるものとす。此制度に依れば酒精飲料の販賣者 (酒屋料理店) は其賣上高の上より直接又は間接の利益を受くる能はざるの組織なるが故に徒らに多量の消費を望むが如きことなきのみならず、手數の煩雜なるを厭ふが為めに自然の間に其の販賣高を制限するの結果あるを見るもの、如し。此制度は一八六五年に始めて瑞典のゴテンブルグ市に實行を試みたるものにして其後幾何もなくして諾威、芳蘭、丁抹等にも亦た之れが實行を見るに至れり

第十章 家政の不原理 (Mangelhafte Führungen des Haushaltes)

97

下層社會に於ける家計状態を詳悉する所の者は、所謂社會問題なるもの、多くの場合に於て収入の問題に非ずして支出の問題なることを了知するを得べし。如何に収入の潤澤なるものあると雖も蓋し一家の主婦にして家政の道を知らず、金銭利用の法に無頓着なるに於ては常に其の家計の上に欠乏を感じざるを得ざるは當然の理なり。如何に居住改良の行はる、ものありと雖も能く家政を處理し得るの主婦あらざる以上は、家庭の改良は即ち之を期待し得べきに非ず。家庭の改良を見ざる以上は居住の改良も亦た無意義と稱せざるを得ず。其れに反し主婦にして能く家政を處理し得るとなれば、乏しき収入、不完全なる居住の下にあつても尚ほ能く或る程度までは其の家庭に満足と愉快と幸福との光明あらしむることを得べし。然かも家政の道は之を学はざるべからず。少くも之れに通曉するを得るの機會に接觸する所なかるべからず。然るに現代に於ける下層社會の婦女は其の母の指導の下に家事に従事するの機會に乏しきは勿論、まだ小学の全科を卒業に及ばずして工女生活に入る者頗る多く、其の僅かに小學を卒業する者と雖も或は店員として或は事務員として或は賣子或は酌婦等として職を家庭外に求むる者漸く其數を加ふるの傾向を生じ、多分家政のことに接觸するの機會を得るの望みある者は下女奉公をなす種類の一部に過ぎずと雖も其れすらもまた次第に其志望者を減少し、其の一旦此に就職したる所の者も幾何ならずして忽ち家庭を離れたる各種の自由放縱なる方面に轉業するの風をなすの趨勢なるを見るに至れり。此くの如くに家庭に遠ふざかり家政に訓練するの機會に接することなくして婦齡を過ぎ、時到つて卒然成婚して一家の主婦となる。其の能く家政整理の任務を全ふし能はざるべきは當然の數なりと謂ふべし。

98

現代の少女特に中流以下の少女に對して家政に関する教習訓練を為すこと、時弊救済の最緊要務なるに非ずや

小學に於ても家政学料理法裁縫術等の科目を教習する所ありと雖も實用に適する訓練を小学時代の少女に望むは至難なり。之れに實用的練達あらしめんとならば男性に對する補習教育の例に倣ひ、小学卒業の後、十六歳前後に至るまでの女子に就ても亦た強制して以て家政に關する必要の補習教育を授くるの道を開く所なかるべからず、(夜学教授 裁縫、料理、衛生、看護)』

勞働婦女の爲めに「教養的寄宿舎」を設置し此所に於て精神的修養、慰安、保護を加ふると共に勞働社會に適當なる家政上の知識經驗を與ふるの方法を講ずること亦た有力なる救濟事業の一なりと謂ふことを得へし。(外國に於ける勞働婦女寄宿舎なるものは多く婦人宗教家の經營に係るもの、如し。) 家政法講習會、家政法巡回講習校、期間ヲ六週間以下とす』

家政学校に於ける教習科目は左の如し

アウグスチ フェルスタア ノ意見 Augustin Förster

- (一) 家庭の本質
- (二) 家庭需用品の性質、利用、取扱、保存法等
- (三) 女子の職業
- (四) 經濟学大意、家計法
- (五) 健康者及び病者の榮養法
- (六) 家政と衛生の關係
- (七) 家婦の責任及び職分

女子の身分境遇に應じ科目の増減取換をなすの必要なるは論を俟たず。農家の女子に就ては牧畜、肥料、果

樹、栽培、其他一般農事に関する科目を選定するを要す。

普國に於ては女子に對する家政的補習教育の事務を以て之を商務省の主管に移せり。蓋し勞働婦女の保護に貫聯する所最も多きを以てならん⁽⁶⁸⁾

⑩

第二節 直接救貧法 Hilfe bei unmittelbar vorhandener Not

第十一章 收容的救貧 Geschlossene Armenpflege

直接的救貧の事業は左の三種に之を類別することを得べし

(一) 貧困者を一定の建物に收容するもの (收容的救貧即ち貧民院、慈惠病院等に收容して完全なる救濟をなすもの)

geschlossene Armenfürsorge

(二) 一定の建物以外に於て救濟を行ふもの (自宅又は或る機関例へば給食所、宿泊所等に於て本人の自由を制限することなく部分的救濟をなすもの) (收容的救貧に對して之を自由的救貧と稱す)

offene Armenfürsorge

(三) 児童保護 (全部的又は補充的保護)

收容的救貧は之を疾病及び廢疾の貧困者なるが爲めに特別の保護を要するものと單純に貧困者なるの故を以て之れに保護を加ふるものによつて區別を設けることを便とすべし。病院、精神病院、白痴院、廢疾院、啞院、盲院、療疾院、癩病院等は前者に屬し、貧民授産場 (Armenarbeitsanstalten)、養老院等は後者に屬す。

貧病院は殆んど救貧事業の魁とも云ふべく各國を通じて其の創立の歴史は極めて古るし。我國には既に王朝時代施業院、施療院等の設けありしも、後世反て其の跡を断ち、文明今日の時代に於て殆んど一の専門的設備ある官公立貧病院の存在〔林道設けある〕を見ざるは恨事と謂ふべし。

(69)

獨乙に於ける一九〇〇年の調査に依れば公立〔後筆救濟〕病院二〇二九、收容病者定員一一五二四人、私立病院一一一七、收容定員四九、七二二人、救療を加へたる病者の數、公立病院に在ては八七四、六〇五、私立病院に於ては三二〇、九二九人なり。此外に尚ほ精神病院としては私立一六二、公立一六八、眼科病院として公立三九、私立一三四、分娩院として公立八〇、私立八七あり。(定員十人以下の公私立各種の病院は此に算入せず。) 貧病院は公私立に論なく、すべて國家監督の下に屬するものとす。

病院の構造に就ては集合式 (Blocksystem)、バラック式 (Baracksystem)、パビロン式等の種類あり。集合式とは一の大なる (二階三階若くは其以上) 建物を造り、廊下の両側に病室を連絡湊合せしむるの方法にして經濟上管理上頗る便利なりとは雖も病院衛生として幾分の不利あることを免かれず。バラック式とは簡単に構造したる建物の周囲に庭園を巡ぐらし努めて空氣の流通に便ならしむる方法に設けたるものを稱し、パビロン式とは空氣の流通に便なる小なる幾棟の建物を配置するものにして、之を連絡せしむるが爲めには多くはガラス張りのホール (吹き廊下) を以てするもの、如し。

病院構造法として今日に最も歓迎せらるゝものはパピロンシステム是れなり。外國に於ける模範的病院と稱するものは多く皆此方法を採用せり。

大都市にあつては一の大なる病院を造るよりも寧ろ五百人以下の多くの小病院を設くるを可とす。病院の統一を計るの必要なるは勿論なるも、中央病院には主として急性又は急性に準すべき病者を收容し、慢性の患者は成るべく各専門病院又は特に區劃したる場所に之を收容するを要す

病院に於ける療養の目的は回復院⁽⁷⁰⁾の設けあることに由て能く之を全ふすることを得べし。此種の病院は英國及び佛國に於て始めて之を創設し、其の成績頗る良好なり。他の各國に於ても之れが必要を認むる所なりとも、比較的多くの經費を要するがために容易に之れが普及を見る能はず、獨乙に於ては近年に及び漸く回復院の創設せらるゝもの多きを見るに至れり。回復院として比較的經費を要せざるものは林間⁽⁷¹⁾回復院の方法是れなり。此方法に依れば、夜間ハ自宅ニ留らしめ昼間ニ限り林間ニ設けたる療養所ニあつて、空氣療養を為さしむるものとす。獨乙の各都市にあつては殆んど到る所に林間回復院を經營するものあるを見ざるはなし。^(抹消)〔今日にては此に收容する者は平均約十五万人餘の多きに達せり。〕恢復病院は多く私的團體の經營に依るも地方保険局、地方救療局 (Krankenkasen) 又は市廳より之れに多額の補助金を支出せり。地方保険局の經營に係るもの亦た少からず

貧病院に於ける病者看護の任務は多く尼僧又は教職者としての男女の主管に歸するもの、如し。懇切周到の點に遺憾なしと雖も其の人員の不足なるがために往々にして過勞に堪へざらしむるの憾みあることを免かれず。看護婦の死亡する者割合に多く殊に結核に斃るゝもの、多きを見るは一は體質の虚弱なること榮養の不良なること等にも由

るべしと雖も、剩勞の餘りに甚しきことが之れが主たる原因たるべしとの事實を覆ふべからず。是を以て近年に於ては追々普通人の看護者をも之れに併用するの傾向を見るに至れり。看護者供給の機関として公私幾多の団体あるが中に最も有力なる働きをなしつゝ、あるものは赤十字社即ち是なり。要するに救療と看護とは其の關係最も密切にして、救療の看護の力に俟つもの、多きは普通病院の比に非ず。経営の必要程度を充たすを得ると共に殊にまた其の實質の備はるを求めざるべからず。養成、試験、報酬の潤澤を必要とする所以なり

自宅看護法に就ては次章に之を講述すべし

貧病院と共に分娩院を設置すること亦た必要なり。分娩院には妊身七個月以上の者を収容すべく、其の健康の許す範囲に於て相當の作業に就かしむべし。分娩後も其の健康状態の全き恢復を見るまでの間は引き續き来院せしむ。分娩院には職業紹介の事務をも兼摂し、成るべく適當の職業を得せしめたる上にて産婦を出院せしむるの手續を取ることを要す

獨乙に於ては廢疾者保護の設備の最も完全するものあるを見る。各地到る處に完全なる盲啞院の設けあるを見ざるはなし。一九〇〇年の調査に依れば普國に於ける啞者の總數三万〇三百人にして此内年齢中の者四千六百八十人、此年齢者の中、不就学は僅かに六一一人に過ぎず。啞者の中には教育不能の状態に在るもの割合に多く且つ疾病虚弱等のために就学に堪へざる者も少からざるべきが故に、六百人内外の不就学者あるを見るは當然のことなり。故に其等の事情を顧みるときは普國に於ける啞者は殆ど全部就学しつゝ、あるの事實なりと言ふことを得べし

獨乙に於ける盲者の數は最近數十年間を通じて漸次減少するの好傾向あるを見る。一八七一年の調査に依れば獨乙

⑩

全國を通じて二万二千六百九十人なりしもの、一九〇〇年には二万一千三百五十六人となれり。一八六一年乃至一九〇〇年に於て盲者の數約三、三%の減少を見るの割合に注目すべく、の如き減少を致したる主たる原因は乳児の手當に注意を加ふる所あるに至りたることありと信ず。獨乙に於ける盲院の設備は特に近年に至つて益々完全なる發達(抹消)〔完全に迫る進歩〕あるを見る所なり。各盲院には工場を設備し盲生に手工業を教授す。(後筆)〔今日に於ける〕盲院の目的は盲生として獨立自當の資格を得せしむるにありと謂ふことを得べし

⁷²盲啞生に對する強制教育法の實施（一九一一年八月七日）

盲啞生に比すれば他の一般廢疾兒、例へば先天的又は後天的身體の一部の曲歪又は麻痺の爲めに(後筆)〔永久的に〕手足及び軀幹（胴腹）の運動使用に堪へざる不具兒の教育保護に就ては尚ほ設備に充實を見るに至らず。ホツファー(後筆)（*Heinrich Hoffa*）の推算に依れば獨乙全國を通じて(後筆)〔學齡中にある〕此種の廢疾兒約七万人、此内相當なる教育の恵に浴するを得るものは僅かに千人に過ぎず。(後筆)〔其他に〕精神的缺陷なく(後筆)〔なき〕教育可能の者少くも尚ほ七千人内外あるべしと雖も、すべて教育より除外せられる、の事實なりと云ふ

⑪

不具(抹消)〔廢疾〕者保護の任務とする所は（一）治療又は改善（二）教育及び（三）監護(抹消)〔保護〕是れなり。廢疾者に對しては先づ身體上の痛苦をば出來得べくだけ之を取除くに至らしむることを努めざるべからず。近年に於ける畸形科学の驚くべき進歩は各種の廢疾不具を治療し若くは大に之を改善し得るの望みあることを事實に表現するに至れり

不具者と雖も普通人と同一なることを學び得るのみならず或る種類のものに就ては彼れは反て其の忍耐と專心との

⑪ 特性に富むことに因て普通人以上の成功を収むるの利益を有す。精巧なる手工業の如きは彼れの最も得意として其堂奥に達する強みある所に属す。不具児の教育は早きに利なり。早きに於て益々其の成績の良好なるものを實驗する所なり。不具児童教育機関の普及を必要とする所以なるも獨乙に於ては今日尚ほ約千六百人内外の不具児を收容教養し得るの設備あるに過ぎず。獨乙に於ける國立不具児学校はバエイルンのミュンヘンに在るもの一個所にして他は多く私個人又は有志團體の經營に係る

⑫ 尚ほ精神病者の收容的保護に就て一言すべし。一七五一年倫敦に創設せられたる精神病院は此種の特殊物の濫觴なりと謂ふことを得べし。従前に於ける精神病者の處遇はすべて繫鎖主義。Kettensystem を専らとし、其の實質に於て犯罪者浮浪徒等を監禁するもの殆んど相違ぶ所なかりしも牢舎時代博愛家ピネー (Pinel) の出でて其非人道を唱道したる以來、此に終に其の處遇法の局面を一変するに至れり。今日に採用する所のものは所謂不繫鎖主義 “no restraint” なるものにして、原則としてすべての強制手段を加へざるの方針を取れり。暴行鎖繫に必要な躁狂室 Tobsuchtszelle 又は窒衣 (Zwangsjacke) の如きは必要已むを得ざる取除けの場合に非ざれば之を用ひず。獨乙にては精神病院の施設年々發達を致し、今日に於ては公立病院に約十万人、私立病院に約二万五千人の精神病者を收容し得るの設備あるを見るに至れり

⑬ 近年に至り精神病者保護協會なるもの各地に成立し、精神病者をして普く完全なる入院治療の恵に浴せしむるのみならず、其家庭を保護し、又回復したる患者の養後法（保養、就業、家計補助等）に就て助力を與ふるの事業を經營するものあるを見るがために、公私病院の普及と相伴つて益々精神病者保護の周到なるを見るに至れり。協會の事業としては精神病院に就職すべき看護者の養成をなすものも少からず

⑭

救療を要せざる貧民に就ては本人個人的（特に老年者に就て）及び社會公共的利益（浮浪乞食等の豫防）の爲めに多くの場合に之を收容的保護に付すること必要なり。老衰者の收容を目的とする所謂養老院にあつては〔成るべく〕不幸なる老貧〔貧老〕者をして成るべく愉快に其の餘生を送らしむるの注意あるを要す。廣き一室に多數を收容 (Massensystem od. Kojensystem [Französisches System]) するは悪しき方法たるものに非ず。老婦者は成るべく區劃したる一室に同棲せしむべく、作業の如きは慰安を主として生産を偏重すべからず。一定の制服を着用せしむるが如きも之を避くるを可とす。行状の善良なるものに就ては少くも一週一回自由外出を許可すべし

貧民授産〔勞働〕場〔に於ける成績規定は普通の貧民院又は養老院等と全く其趣を異にせざるべからず、勞働場〕にあつては嚴正なる紀律と緊縮なる就業義務とを勵行する所あるを要す。特に保護を加ふる必要ある老年者及び廢疾者と道德的低能なる貧民とは其周囲に嚴重なる區劃を設くるの必要あるに拘はらず、費用等の關係に依り之が勵行を見る能はざるもの、多きは欠点なり。老貧者の如きは若し之を特別なる養老院に收容し能ハさるの場合には、成るべく私設慈善團體の働きに依り之を收容的保護に付せざらしむること救濟の本旨に適するものと謂ふべし

⑮

第十二章 自由的救貧

自由的救貧の利益は（第一）各個人に適應したる保護を爲すに便あること、（第二）家族生活を保全せしめ得ること及び（第三）救濟を受ける者の廉恥心を破壊するに至らしめざることはなり。自由的救貧の任務は之を

（第一）生計の保護

（第二）自宅救療

に別つことを得べし

⑪ 普國の救貧法は
金錢を禁止す

利用し得れば
貧民にならぬ

窮民の生計に必要な保護を加ふるに當り金錢を以てすべきか將た米塩其他の必需品を以てすべきかの問題に就ては常に紛々たる可否の議論あるを見る所なり。此議論は極めて古るし。我が救濟制度の上に給米本位の規定あるを見るが如きは古來所謂物質主義を採用したるものなることを知るべし。獨乙の救濟史に就て之を見るに救濟制度の稍々整頓を見るに至りたる千五百年時代にあつてもすべて麵麩、麥粉、服地、薪炭、油等の必需品を惠賜するを主とし、獨り貧困なる産婦を保護するに限りて金錢を與ふることを許せり

金錢的保護 (Barunterstützung) は貧困者の廉耻心及び經濟上の獨立を斟酌して之を行ふ所の方法に屬す。若し貧困者に於て其の交付せられたる金錢を以て能く其の必要を充たすことを得るとなれば、金錢的保護は彼れに對して確かに大なる教化の效力あらしむることを得べし。然かも窮民には絶對的利用の觀念なし。之れが濫用に終はるべきこと必然の數なりとは何人も之を豫断して疑はざる所なるが故に容易に金錢主義の行はるゝを見るに至らず。⁽⁷⁴⁾然かも主義其れ自身が理想に適するものなりとならば、何等かの方法に由つて之を實行の上に利用し得られざるの理なし。弊害の有無は方法の巧拙と云ふに歸す。近來獨乙等にあつては食料給與 (Brot- und Suppenverteilung) の方法に反對するとの漸く多く、現にマンハイムに於ては一九〇六年以來原則として此方法を排斥するの方針を定むるに至れり。其の理由とする所は「吾人は須らく救貧事業の利益の爲めにまた救貧費の負擔を軽減するが爲めに先づ窮民の廉耻心を傷はざるの注意を加ふる」^(後筆)「と共に彼れを自立するに必要な經濟的能力を養ひ得るに至らしむる」所なかるべからず。彼れにして一とたび其の廉耻心を失ふが如きことありとなれば、彼れは永久に他の救助に安んずるのみならず進んでは「^(抹消)反て」乞食となり浮浪者となつて終に「^(抹消)益々」再び起り能ハざるの悲境に沈淪するに至らざるを得ず。故に彼れの廉耻心と共にまた努めて救民「^(後筆併記)貧民」の經濟的獨立の地位を保全すること救濟の要

学校弁當の
独占利害 ⑩

金を利用し得る
者なれば貧民と
ならず

監督の必要 ⑪
物資給與なら
とくに監督を派
遣する能はず

米券、治療券、
浴券の賣買

⑫

務とする所たらざるべからず云々」。家賃交付法の改正（直接、借家人に渡す）、春秋定期に於ける小供に對する衣類の交付を廢して相當の金錢を下付す

金銭的保護の理想は殆ど問然する所なきが如しと雖も然かも之を實行するの困難なるは前述するが如し。殊に若し廣き範圍に之を實行せんとならば一面にまた金額の支出に關して嚴密なる監督を加へざるべからず。嚴密なる監督は即ち干渉となり、干渉の結果は勢ひ獨立心と廉耻心とを損傷するに至ることを免かれざるは實際の経験に明らかなる所なり。且つ夫れ金銭保護の場合に於ては假りに適當に之を利用し得るとするも勢ひ不廉の代價を以て惡き物品を購求するの不利なるを免れず。（貧民の常態を知る者能く此理を了解するを得べし）。到底、物品的保護の下に多量購買の結果、善き物品を安く分配するの便利を得ること能はざるなり。（信用販賣の設けあれば極みなり。）

如何なる保護法を取るにしても被保護者の家宅訪問を周到ならしむるの方法を缺くべからず。家宅訪問は自由的救貧の最良にして而かも最も困難なる任務なり。其の執行の巧拙は直ちに至大の影響を被保護者の廉耻心に及ぼさざるを得ず。貧民の中には吾人の想像し能はざる鋭敏なる感性を有するもの少からず。或は上流社會（中流以上の者）に優ざる廉耻心を有するものなきに非ず。家宅訪問は任務の至難なるは之れが為めなり。貧民に接する須らく先づ自然なれ。虚心坦懐、一点の虚飾あることなきを要す。苟くも輕蔑の心を存し、傲慢の態度を示すが如きことあるべからざると共に、一面にはまた餘りに同情を表し際限を缺るゝの（が如き）^{（抹消）} 挙動を（表）^{（抹消）} 現すが如きことなきを要す。貧民をして人と人、即ち同胞相對する温かき普通の交際なりとの自覚心を望むに至らしむこと肝要なりと知るへし。生計に必要な或物を與ふるにしても成るべくは即ち貧民をして其自宅に於て若くは、偶然の機會たる形式を以て交付者の住所に於て之を受領せしむるを得策とすべし。一定の場所に群衆（集合）^{（抹消）} 配布をなすが如きは恤救の本義に適せざるのみならず百害あつて一利なきものと謂はざるを得ず。^{（75）}

保護すべき物品の主たるものは食衣及住是れなり。救済事業としての居住問題に就て一言する所あるべし。居住が人生々活の上に如何に大なる關係を有するやは多弁を要せず。居穴〔家〕〔後筆併記〕は即ち事實の上にビーマンスファイルの言へるが如く「文明の基礎」をなすものなり。居住問題は國民の健康問題 (Die Frage der Volksgesundheit) なりとの専門医家の断定は最も肯綮に適したものと謂ふべし

今や居住難を訴るの聲到る所に起り、貧民窟の慘状を口にするも甚だ多し。都會美の發達と共に細民の居住に適する小家屋の漸次減少したるの結果として都會地にあつて居住難の甚しきを加ふるの傾向あるは事實なり。然かも所謂貧民窟の慘状なるものは〔後筆併記〕「が」従前に比して真に其の甚しきものありとは信じ難し。一般居住の改善したる上より之れを見るが故に一見、其の懸隔の甚しきを感じずべしと雖も貧民の住宅其れ自身としては寧ろ従前に比して多少の改良ありと謂ふを當れりとすべきなり。

居住關係の不完全なるは住宅其物に非ずして居住者の缺乏せる知識及び不足なる能力に基くの場合最も多し。特に下層社會に於ける主婦の責任〔後筆併記〕「心掛け」に關係することの大なるものありと信ず。〔外観〕〔抹遣〕不完全なる家屋にして且つ収入の割合に少き家計にして尚ほ相應に愉快なる家庭を作り得るものあるに反して、「構造〔後筆〕」間然する所なき居宅にして尚ほ且つ厩小屋同前なる不潔溷濁の慘状に放擲せらるゝものあるの事實は細民の生活状態に通ずる者の詳悉する所なり

細民住宅の屋賃は一般に比較的不廉なるの事實あるを見る所なり。蓋し貸家主に於て不拂、停滯、破損等の危険料を一般の家賃の上に補充せしめんと欲するが為めなり。家賃の支拂にして正確なるを得れば家主もまた安んじて相

當に之を低減することを拒まざるは明らかなり

123

〔即ち〕^(後筆) 細民に家賃の保護即ち全部又は一部の立替支拂を成すこと救済の要務たる所以にして、之を保護するの結果は全體の細民に對して屋賃^(後筆)〔の〕低減となり防貧の効果最も大なり。家賃の補助を成すに當り、直ちに家主に支拂ふべきや將た本人の手より支拂はしむべきやは宜しく個々の場合に就て之れが取捨を為さざるべからず（家稅財金法）

細民の居住關係が衛生上又は風俗上、危險の虞ありと認むるの場合に於て之れが救済の道を講ずること必要なり。フランクフルトに於ては一九〇五年以來、労働者にして多數の子女を有する者には市費を以て一定の家稅補助をなすこと、せり。即ち扶養義務を有する十五歳以下の子女三人又は四人を有するものには毎月五「マルク」、五人以上を有する者には毎月十「マルク」の家稅補助をなす。プレスラウ市に於ては結核患者に對して隔離に必要な居住を得せしむるがために同じく市費を以て家賃を補助する方法を實行せり

124

無宿者に對して一時的宿泊を與ふるの設備は各都市、到る所に之れあるを見ざるはなし。無宿者收容所（Obdachlosenanstalt）なるもの是れなり。男女を隔離す。幼児は母と同居せしむ。多くは一時的又は一夜に限る。伯林には市の經營に係る家族を宿する無宿者收容所及び、普通宿泊所各々一個處あり。一九〇五年の調査に依れば前者に於て九六六家族、此人員五八七人、後者に於ては六五八、三五三人を收容せり

保護收容の名の下に〔警察の任務として〕無宿者に宿泊を與ふるの方法を取る所少からず。ハンブルクの如きは即ち其の一なり。宗教的又は有志的慈善團體の事業として此方面に於ける〔模範的〕^(採道)活動は救世軍〔に就て最も其の

盛んなるを見る所なるが」及び近時加督力派に由つて經營せられるケルン市の宿泊所の如きも、其の規模頗る大にして其の組織もまた模範となすに足るものあり

宿泊所に於ては成るべく無宿者の体力に相應する労働に由つて宿料に充てしむるの方針を取るを要す。宿泊の便を奇貨として徒食に安んずるの墮風を助長せざらしめんが為めなり

貧病者の救療に就て精神病者に非ざる限りは病院の収容以外に於て尚ほ自宅療養の手段を併用するに至りたること近代に於ける濟貧法の一進歩なりと謂ふべし。病める父母の其の家庭を離るゝを欲せざるもの、少からざるのみならず、其の家屋と離るゝが為めに子女の教養保護を放棄するに至らしむるは救濟の本旨に戻ることまた至大なり。自宅療養のこと寧ろ大に之れが發展の道を講ずる所なかるべからず

自宅療養に就きて最も必要なるものは醫師 (Arznearzt) と看護者と是れなり。完全なる醫師を得るの至難なるは勿論なるも少くも看護者に就きては最も選擇を慎む所なかるべからず。醫師には一定の手當を與ふべし。獨乙の小都會に於ては四〇〇乃至八〇〇馬克、伯林の如きは一〇〇〇馬克を支出す。恩給制度を始むる所もあり。老練の醫師を採用するは不可能なるも可成同情に富み斯業に趣味を有する篤志家を選任すべし

貧民區の組織に就てはまだ不完全なるを免かれざるもの多し。自由選擇の醫制 "freie Arztewahl" を採用すべしとの意見を唱ふる者あり

選擇医制とは各個人をして自由に其信頼する医師を選択し得せしむるものなり

⑫

選擇医制は救療の本旨に反す。何となれば救療〔貧療〕^{〔採道〕}を受くるがために普通の貧民以上の利益を受けしむるの結果あるを以てなり。大家若くは専門家にしても自ら進んで救療を為すの場合には他の貧民と同じく之れが恵に浴せしむるを妨げすと雖も救療貧民たるの故を以て當然此慮を専らにするを得せしむるとなれば不権衡と云ふべく救済の主義として決して之を容認し能はざる所なり

自宅療養の生命は看護にあり。老練深切なる適當の看護者を精選する所あるに於ては能く以て自宅療養の目的を全ふすることを得べし。郡村地方に於ける看護者の缺乏

看護者養成の必要、慈善團體の活動

〔概ね〕^{〔後述〕}救療事業に於ては特に宗教家及び婦人の活動盛んなり

病食調理所 (Kranken Küchen) 廉價を以て病食滋養物を販賣す

家政補助 主婦の疾病の場合家政又は栄養の監督を代弁す

産婦の保護助力

産婦に對する「巡回慰問籠」 (Wander Körbe)

産婦又は産児の汚れ物を集めて洗濯をなし——其間必要の衣類を貸貸す^{〔77〕}

⑬

第十三章 幼児及び少年の保護

先づ幼児中の幼児たる細民乳児の保護のことより之を述べんに、近年各國到る所に乳児死亡率の増加の傾向あるを見る所なるが、特に細民階級に於て其著るしきものは憂ふべき現象なりと謂ふべし。独り佛蘭西に於ては其率割合に少く僅かに一五%なるに（獨乙は三四、五%）過ぎざる所以のものは何ぞや。幼児に對する保護の設備例へば産婦の保護、乳児哺育所、精乳の配與、哺育教育の普及等について頗る完全なる方法の備はるものあるを以てなり

各國において乳児死亡の事實（^{抹消}こと）に注目を惹くに至りたるは近年のことに属す。獨乙に於ては皇后陛下の指導の下に愛國婦人會が乳児保護に関する運動の中心として活躍する所あり。哺育注意書の配布。要するに乳児死亡と栄養法とは其間に極めて密接の關係を有するの事實を掩ふべからず。自然栄養に死亡少く、動物乳の栄養に由るものに死亡多く、動物の乳以外の他の人工的栄養を用ふるものに至つては其の割合最も多し

大都會にあつては乳児保護の相談所（^{抹消}78）〔^{抹消}哺業所〕を設置すること焦眉の急務なり。伯林に於て始めて之れが開設を試みたるは一九〇五年にして其の成績極めて良好なり。相談所に於ては母又は里親に對して虚弱なる又は療（^{抹消}79）症

⑬

ある一年未滿の乳児の取扱及び栄養に就ての心得をば無料にて教導指示するを以て目的とす。乳児保護のためには成るべく母乳哺育を奨励するの必要あるが故に、場合に依り本人に對して補助金 (Süßmilch 哺育手當金) を交付す。又己れの乳を以て養ふ能はざる母又は里親に對しては精乳又は哺乳器をば無料又は實價を以て配與するものとす

次に保護の必要あるものは私生児^(後筆)是れなり。私生児は其の自然の境遇上最も不幸の地位にあるものなる〔を想像するに難からざる所なるが〕實際また其の死亡率の如きも〔また〕頗る高し。〔伯林に於ける〕私生児の生後一ヶ月間は於ける死亡率は公生児に比して約三倍の多きに達す。如何に彼れの境遇の悲惨なるかを推知すべし。

私生児の保護は先づ私生母の保護より之れに着手せざるべからず。何となれば〔妊婦の生活に於ける缺乏〕、〔職業の過勞〕、〔^{抹遣}困難〕、〔^{後筆}其他幾多の煩悶〕不摂生等が死亡を多からしむる主たる原因たればなり

(母の保護會、妊身保險)

棄兒院 (Findelanstalt) 私生児の保護を目的とす

⑭

Drehlade 棄兒院の門前に棄兒の入れ物を設備す。誰れにても私かに此に児を捨てることが出来る

理想——之れに由り不幸なる私生母の悲境を救ひ、墮胎、嬰兒殺の弊を豫防し又幼児の死亡を減少せしむ。此方法は羅甸民族の間に最もよく行はる。其他は埃國及び魯國の一部分に流行す。

實行の結果

其實母の義務を放棄するに便せしむ。墮胎、嬰兒殺の弊は依然として減少を見るに至らず。故に今日に於ては此の方法を是認する者少し。一般の貧孤兒と共に私生兒を救済保護するの施設物は之れありと雖も一々其親(抹消)〔あるものに就ては其〕の身元を詳明するを要す。

獨乙に於ける私生兒の保護は主として里預けの方法を採用するもの、如し。"Zielkindersystem" 即ち相當なる家庭を選び之れに養育料を與へて哺育せしむるものなり。里預けの家庭的理想は頗る善なりと雖も其の實多くは生計に困難なる家庭なるが故に十分に保護の働きを全ふし能はざる點に於ては之を其家庭に置くものと五十歩百歩に過ぎず

里預法を行ふの場合に於ては嚴重なる監督を之れに加ふること最も必要なり。監督機關として一人の医師と之れに附屬する若干の有給監督委員(女性)を置くべし。此制度の最も整頓せるは「ライプツヒ」なり。私生兒出生の届出あるときは身分官署より後見裁判所及び濟貧主管の官署に之を移牒するが故に、主管官署に於ては直ちに之れに向て相當の手續を行ふ

危険は出生の間隙(抹消)〔當時〕に最も多し故に出生事實を認定すると同時に成るべく早く着手するを要す。

私生兒に對する一般教養の不十分なることは愛他教育に付する者の普通兒に比し少くも三倍に該當すべし事實を以て見るも明らかなり。獨乙の法律に依れば私生兒に對してはすべて後見を付するを要するものとす。然るに後見あるもの實はお使目的のものに過ぎずして多くは其職務を行ふに忠實なる能はず。是を以て近年に於ては名譽職の後見に代わるに(抹消)〔有給にして専ら〕其職分に熟練なる有給専門家を用ふべしとの説を唱ふる甚多く、すべて之を實

行したる所少からず

私生児に比すれば孤児に對するの保護は遙かに周到せるものあるの事實なり。尤も孤児の保護法に就ては従前の如く多數を孤児院に收容保護する方法を不可とし、成るべく普通の家庭に教養を委託するの方針を是認するに至れり。蓋し家庭は幼児の教養に達する最も自然的有力の場所なるを以てなり。唯だ適當の善民なる家庭を發見すること實際に困難なるを免かれざる所なり。金錢ありて始めて愛育あり。愛育の厚薄が末に金錢即ち養育料の多少に支配せしめらるゝの事實あるを免かれざるは遺憾と謂ふべし。要するに家庭委託の範圍は到る所に年々益々擴張せらるゝの傾向あり。例へばハンブルクの如き保護を受くる孤児五千人の中、孤児院に收容せらるゝものは五〇〇人に過ぎず。家庭交付の中、市内にあるものは八〇〇人にして他はすべて地方に委託す。地方に所謂孤児植民地なるもの約五百ヶ所あり。

孤児院にあつても成るべく家庭式の組織を採用するの方針を取れり。すなわち數棟の獨立家庭を設け一家庭に八人乃至十二人を分収す。

孤児保護のことは公的貧民救濟の一部として既に遺憾なく此に其の經營を進めつゝ、ありと謂ふも可なり。故に宗教的又は有志的慈善家又は慈善團體の事業としては他の専門的方面に着手するを得策とすべし。即ち貧兒、感化兒、遺棄兒又は虚弱兒の保護若くは所謂補助的幼児保護 (ergänzende Kinderfürsorge) の類是れなり。(家庭に於ける兒童の教養補助。)

即ち先づ第一に數ふべきものを搖籃院 (Krippen) (幼児の昼間保育所) とす。(此方法は佛國が最も盛んなり。)

勞働婦女は此に其乳児を委托するを得るが爲めに昼間、勞働に専らなることを得るの便あり。早朝児童を連れて來り夕刻に至りて伴ふて歸へる。哺育料〔費用〕^(抹消)は一日に付き一〇ペンニヒ、十五ペンニヒ又は二十ペンニヒにして雜費と合せて平均一日約五十乃至七十ペンニヒなり。揺籃院に對する非難の点——児童の傳染病——死亡の増加——は今日に於ては既に全然消滅せりと謂ふも可なり。今日に於ける揺籃院は衛生上より其の構造及び内部の管理に完全なる設備を整ふる所あるは勿論、すべて専門醫師を置いて嚴密なる監督を加へしむる所あり。揺籃院の經營は多く女宗教家の手に歸するもの、如し

揺籃院の乳児を目的とするに對して尚ほ乳児保護所又は豫防学校 (Kinderbewahranstalten oder Warteschule) なる保護機関あり(實質は幼稚園なり)。専ら学齡未滿の幼者に對し家庭に於ける教養保護の缺陷を補ふて活發なる遊戯及び薰陶に由て其心身の自然的發育を完成せしむるを目的とす。最後に幼年寮又は幼学舎 (Kinderhorter oder Kinderheime) なるものあり。学齡児童に對し休学時間、家庭に代し監督保護を加ふるの場所たらしむるを目的とす。(鹿兒島の学舎に似たり。)

虚弱なる又は疾病ある児童の療養的保護を加ふことまた欠くべからず。此の目的を達するが爲めに近年〔此ら^(抹消)〕各地に幼児療養院 (Heilstätten) 又は夏期殖民 (Ferienkolonien) なる施設の盛んに行はるゝを見るに至れり。獨乙に於ては病弱児を療養院又は夏期殖民地に送ることを以て公的濟民事業の任務をなし、若し其親が細民なること醫師が轉地療養を必要なりと認めたることとの二条件を具備したるの場合には、たとへ親が救濟を受くる者に非ざるも公的救濟の任務として當該兒救濟の費用を負擔すべきものとす。

區別〔分業〕^(後筆併記) 病児は公貧救濟の領域に限り、私經營としては疾病に非ざるも虚弱の爲め保養を要すべしと認む

る児童を轉地療養せしむるの事業を試むるを可とすべし

学校児童の七五%は四週間前後の轉地保養を必要とすべき健康状態にありと云ふ

獨乙に於ける児童夏期保養に付したるもの

町村、團體（公私）として經營したるもの二八九

一九二〇年に於ける児童數 七万二千六百六十二人

医療（無料）——二百八十一万九千六百六十八馬克

此外に夏期旅行をなさしめたるもの數千あり

夏期保養にて十分効果を奏せざりしものには尚ほ引き續つひ食料の給與（朝食、牛肉、昼飯）をなし尚ほ冬期轉地療養をなさしむ。冬期療養を為さしめたる者のみにても千六百人に及べり』

Der Kurerfolge war nach den Berichten aller Städte durchweg günstig:

Doch die Klagen darüber, dass der Erfolg selten ein Dauernder sei. Also

nach ihrer Heimkehr, ihnen kräftigere Nahrung ermöglicht, sie Kinderhorten
zuführen etc.

低能児保護の設備も近年に至り大に其發展あるを見る所なり。此方面に最も著るしき進歩あるを見るはザツクセンなり。同國には數ヶ所の國立低能児学校あり、其の最も有名なるは「グロースヘンネドルフ」に於ける男子学校（定員二五〇人 Grosshennersdorf）及び「ノツセン」に於ける女学校（定員一七〇人）是れなり。其他の各國に

ては多く私立の経営に係るも近來各學校到る處に之れが爲めに特別級を設備するものあるを見ざるはなし。伯林には九十二級、児童數一三三七人あり。低能児の前途——犯罪者、精神病者、窮民等となつて社會の厄介物となるのみならず其悪質を子孫に遺傳するの虞あり。故に之が完全なる保護を加ふるは公共の任務なり。低能殖民地設置の必要を唱ふるものあり (Schwachsinige Kolonien)

児童労働の弊 精神的及身體的の發達を害すること甚しく窮民、憐民、浮浪者、犯罪者増加の原因をなす。労働に對する児童保護を必要とする所以なり。獨乙に於ける一九〇三年の工場法の改正。児童労働の範圍を制限すること一層緊喫を加へり。

要点

学齡児の或る危険 (有形的無形的) の虞ある種類の労働に従事するを禁ず。 (石工、土工、金工 [Metall-industrie]、建築工等)

十二歳以下の他人の児を輕易の商工又は保護の業務に就かしむるを得るも一日三時間、休暇間には一日四時間を超加するを得ず。但し午後八時乃至午前八時の間の就業を禁ず (夜業禁止)。就業時間は午前は学業時間の後、午後は学業終了後一時間を終了したる後なることを要す。日曜日には就業を許さず。但し止むを得ざる物品の配達、交通(後筆併記)の業務に限り二時間以内に限り就業を認む

今日にては更に其の範圍を緊縮すべしとの議論盛んなり。要するに嚴密なる監督を加ふるに非ざれば法の勵行を期待すること不可能なり。私設事業の助力あることを要す——感。化。防。止。會。次に來るものは不良少年の感。化。事。業。是なり。

感化事業の性質、組織、効果等に就ては別に之を詳論する所のあるが故に参照を要す

児童保護は救済事業の骨子なりとは苟くも社會改良のことに挺身する者の其の所見を一にする處なり。ライブニツ
ツ曰く

余に如何にして社會の改良を計り民衆の幸福を全ふし得べきかを考ふる毎に必ず先づ幼者の教育保護を完全ならしむるに如かずとの結論を見るに至らざるを得ず云々

“So oft ich über die Wege zur Beförderung des allgemeinen Wohls nachdenke,

komme ich auf dasselbe: dass das menschliche Geschlecht sich nur vervollkommen wird, wenn die Erziehung der Jugend eine bessere Gestalt erlangt”

Philosoph Leibnitz

小学卒業後の児童に對する職業の選擇保護

⑭

放校孤兒。教育顧問會 (Freiwiliger Erziehungsbeirat für schulentlassene Waisen) 一八九六年伯林に創立。爾來各都市にも陸續模倣するものあるを見るに至れり

時勢の変遷〔要求〕^(採世)——工場の發達——徒弟制度の衰退、職業の選擇を為すに遅れなくして少しでも早く少しでも多くの収入ある仕事に児童を驅使せしむるの風益々盛んとなれり。選擇保護の必要は孤兒に限らずすべてに其必要を

認むるの結果、今日にては其範圍を孤兒以外の一般の放校兒に擴張するに至れり
獨乙皇帝即位二十五年の紀念⁽⁷⁹⁾

⑭

放校兒の職業選擇に就き本人の特性、嗜好等に斟酌する所なきのみならず、特に職業と健康の關係に就て注意を拂ふこと甚だ少きもの、如し。之れが為めに本人〔兒童〕^(抹消)の健康を害し、結核患者、神經病者等の増加を見るの傾向を來たすことを免れず。呼吸器病又は肺病の素質あるものは工場の勞働に不可なり。神經性のものは坐業に適せず。心臟の弱き者は強き腕力を要するものに適せず。癩病性のものは裁縫、製靴、籠造り等の坐業に適せず。眼疾ある者の如きは特に医者^(抹消)の意見を参酌すべく、耳の故障ある者は音響の高き仕事に従事するが為めに終に恢復すべからざる聾疾に陥らしむるの危険あるを免かれず

⑮

業務の種類と需用供給の實際的關係をも精査する所なかるべからず。業務其れ自身が有利なる又は本人に適當したるものにしても従事者多きに過ぐれば需用なきが為めに収入寡少の不幸を見ざるを得ず

二十歳までは収入を専らとせずして習練を主とすべし。必ずしも専門的のみに限らず、成るべく小学又は中学に受けたる教育の結果を補充し利用する所なかるべからず

國民教育（講演、図書館、^(後筆)〔夜学〕、^(抹消)〔巡回国民大学〕講習會）の必要なるは勿論なるも一面に健全なる普通教育の基礎なかるべからず。多くを知つて少く學ぶ。所謂半知半解は反て危険なり。近年各國に於て大学生が下層社會に對して普通教育を普及せしむるの運動に従事するは歓迎すべきことなり。丁抹に於ける大学生團の勞働者に對する夜学教授（一八八三年）（科目、讀書、習字、算術、外國語等）。尚ほ学生團にては地方新聞を利用して簡易なる普

⑭

通科学の普及をも試むる所あり。佛國諸威に於ても丁抹に倣へ之を實行せり。英國にては共治革命に古し。壞國獨乙の大学また此運動を開始せり（京都大学の夏期講習會は其程度高きに過ぎて此目的を達し難し）。下層社會に利益あるのみならず学生をして社會の實際に接触し、特に下層社會の生活に精通せしむる活きたる學問となるの利益あり

セトルメント（Settlements）dem Andenkens Arnold Toynbees gewidmet. im Jahre 1884 im Osten Londons unter den Neuen Toynbee Hall eröffnet wurde.

⑮

教育ある〔上流〕^{〔抹消〕}社會と勞働社會の個人的社會的自由なる交際を目的とするものにして階級的反目と調和するの利益あるのみならず、暫しの間に下層勞働社會を教化するの動きまた少からず。此には大学生が夏期休業の間、低廉なる費用を以て營業し、下層勞働者と親屬して交際をなすの傍ら、時々講演討論等をも催すなり。此に集るものは青年なるが故に是れまた廣き意味に於て少年保護の一種として而かも其の效果の最も著るしきものなりと謂ふことを得べし^{〔80〕}

⑯

第四節

第十四章 貧民の取締〔及び貧民警察〕^{〔抹消〕}

社會的救濟事業は人の人に對するの保護にして其保護を行ふや必ずしも外部に實現せる象徴のみに非ずして且つ主觀的關係に就て主觀的判定に基くもの少からざるが故に、動もすれば濫用に傾くの弊あるを免かれざるは自然の理なり。濫用豫防の立法的規定あるを必要とする所以にして、之を指して貧民の取締〔及び貧民警察〕と稱す

獨乙刑法に於ける貧民取締の規定

刑法第三六一條

左の行為あるものは六週間以下の拘留を以て之を処分す

- (一) 公救を受くる者其懶惰の爲めに公署より命令せられたる適當の業務に就くを拒みたるとき
- (二) 失業の後公署より定められたる期間内に他の生業〔業務〕を求めず且つ相當の努力を試みたるに拘はらず正業を求むる能はざる事情を証明し得ざるるとき
- (三) 賭博飲酒又は遊惰に耽けるが爲めに生計に苦み且つ其家族を窮境に陥れたるが爲めに公署の助力に依り他の救濟を受くるの必要に至らしめたるとき
- (四) 浮浪者として各地を漂泊〔漂浮〕し又は乞食するとき或は児童を乞食に出し又は誘導するとき。本人の権力内に属する家族の乞食をなすを禁止せざるるとき

該當の処分を受けたるものは一定の期間、其體力及び技能に相應する業務に就くことを強制せしめらるものとす。尚ほ受刑終了の後地方警察官署の取締に付せらるゝことあるべし。此言渡を受けたる者には警察署に於て二年以内勞役場に留置して就業を強制し、又は一定の公共的勞働〔業務〕に就かしむることを得るものとす。貧民取締に關する頗る嚴重なる規定あるも多年の實驗上、豫期の効果を見る能ハさるの事實あり。畢竟するに取締も警察も廣き意義に於ける救濟の一部分なり。形式に拘泥するを避け個人的に適當する措置を講ずる所なかるべからず。然るに

警察の爲す所此に出づる能はず、千編一律の形式に囚はれて利用の宜しきを誤まること失敗の原因なり

裁判官もまた形式の審査をなして形式の判決をなすに過ぎず。真正の窮民と虚飾の惰民とを識別する能はず。彼れの眼中の社會的知識なし、況んや社會政策をや。如何に能く個人的適當なる判決を下すことを得んや

Das arbeitsscheue Individuum ist ein Parasit der Gesellschaft.

浮浪者取締法の根本的改正の必要

⑮

公救を受くるものの選挙権喪失 救済を罪惡なりと認むるに同じき不法措置なり 救済の本旨に反するも甚し

貧民の生活状態の調査権もまた同様なる取締法なり

扶養義務の勵行 他に扶養すべき親族なき場合に始めて他の救済を加ふべし 民法扶養義務の規定⁽⁸¹⁾

注

- (1) 目次の箇所には、この文字「救貧要論」は書き記されていない。本稿でここに救貧要論と記したのはその意味で紛らわしいが、原文のタイトルとしては一度は名乗らねばならぬと考え、ここに記した次第である。
- (2) 本文では第一章は「濟貧の歴史」である。
- (3) 本文では第二章は「窮民の意義、實體及び範圍」である。
- (4) 本文では第四章は「私的救済」宗教的及び有志的私營救貧事業」である。

- (5) 本文では第六章は「社會的」救濟事業に對する社會的立法の影響である。
- (6) 本文ではこの款のところに「節」の文字が用いられ、第一節、第二節となっている。
- (7) 本文では第十章は「家政の不原理」である。
- (8) 本文ではここは「第二節 直接的救貧法」である。
- (9) 本文では第十一章は「收容的救貧」である。
- (10) この「救濟と文明」以上、小見出しとして原稿用紙上部余白に記された文言は、黒インクで書かれている。またこの注(10)の下方の「汎論」の二文字も黒インクである。本文第一章、第二章の本文は解題・凡例の個所ですでに言及した通り、ブルーブラックのインクが使われていた。小見出しは明らかに、目次と同様に、本文執筆とは別に作成されたものである。
- (11) この下部の余白に次の書き込みがある。「孟子答梁惠王曰何必曰利亦有仁義而已矣。其裏面には即ち王者の為す所は利に傾くの弊あると論破せらる也」。
- (12) この箇所に×印があり、上部余白の同じ×印の所に In den Dienst der Menschheit とある。
- (13) この右の余白に「前の二條件よりするの當然の結論として濫施を戒む」とある。
- (14) この右の余白に Seine Gesinde Seine Arbeiter とある。
- (15) この左の余白に赤インクで次の書込みがある。「救濟は宗教の生命なり、獨り基督教のみならんや」。以下判読不能。
- (16) ここに注と明記されて次の一節が記されている。「(注) 當時基督教寺院に集積せられたる奉財ハ多く救貧の業ニ充てられ、貧者に對する施與ハ寺院行務の主位に置かれたり。寺院の収入を四分しビシヨツプの用、役僧の用、寺院堂宇の用の外ハ救貧」。
- (17) この「然かも」からの四行分、「權集的救濟なり」までの個所は黒インクで、かつ一行おきにはなく詰めて書かれている。またこの段落の左には原稿用紙六行分の余白あり。
- (18) この×印の下部の余白に次の書込みがある。「我施無量劫为大施主普濟誓貧苦誓不減正覺」。
- (19) この矢印で「見よ」と指示しているのは、本稿六行ほど先の×印(注22)の箇所のことであろう。
- (20) この原稿用紙上部余白から下部にかけて、さらに次のような書込みがある。「飢へたるものに食を與へ宿なき旅するものに宿を與ふ」の害用。「神社佛閣に乞食の群集」。「回教信者は Mekka heisst das Paradies der Bettler」。「憐れなる者の祈り」が最も効驗あり。「十六世紀に於ける土耳其、病人が罪囚に喜捨をなす」。
- (21) この段落の原稿用紙下部に糊付けされた便箋(小豆色の罫線)に次のような内容が記されている。「クルスハウゼン『乞丐制度の沿革』に猶太教及基督教初代の施与事業を以て後世に於て發達せる博愛的理想より出づるに非ずして寧ろ『罪業に對する罪滅し』なるに過ぎずとせり。／

米国の社會學者リルーカルは古代に於ける慈悲事業を評して「是れ賢人ら相集りて自己の善報を得んとするの方便に過ぎず」云々。／井上 求報主義の救濟事業」。また、原稿用紙としては同じ一枚の下部で、正確には次の段落の二、三行目の辺りに、もう一枚の便箋が糊付けされていて、次のような内容である。「プラトリーの懶惰の譬喩篇、貧民と罪人とを均しく之を懶惰に比せり。／希臘の得家（プラトリーの同時代）は食を逐れて人の哀を乞はんよりハ寧ろ死するに如かず。／アリストートル 救濟事業は飾に水を注ぐに似たり。」なお、この便箋には大正何年月という日付を記入する欄がある。

(22) この×印の下部の余白に次の書込みがある。「如來所以出現於世正為此窮厄無護者耳 佛言人若欲供養我者應先供養病人」。

(23) 本文は「過ぎざるのみならず」とあるが、この箇所に「過ぎず、而して」と続く後筆併記の文章が余白にある。本来本文中に掲げるべきところだが、ここに記す。すなわち、「其浮浪者の害毒を最も甚しく受けたるハ都會地なり。是に於てか都會をして宗教の手を離れて、自ら救濟の事に挺身するの必要を認めしむ」。

(24) この脇に Professional beggary とも記されている。

(25) この段落の上方余白から始まり、左側の余白を通つて、次の段落の行間に、最初は黒、次に赤のインクでなされる長目の書込みがある。判読困難の箇所も多いが、記す。「宗教革命の影響 新教国に於ては寺院より政治團體ニ移管すること、なれり。其結果立法を以てする救濟制度の定メルヤウニなつたるも、財源ハ租税ヲ以テスルニ至ラズ、最初ハ任意的寄附金ヲ集め（強制寄附）、半公式に處理。或ハ出金者の名を表示するとか或は正當の理由なくして此金を拒む者に干涉ヲ試むる等の手段を取れり。次ニ租税ヲ制限的ニ例ヘバ奢侈物、諸興行物、舞踏、芝居、花火、地方ニ依つてハ骨牌税ヲ以テ孤兒院ノ經費ニ充テタル例モあり。大體ニ於て入るを計て出づるを制するの主義たり。餘れるものハ乞食貧狀或ハ境外驅逐更に進んで立法の基礎の下で出づる計て入るを制す。財源を無制限的に納税に求むこと、なれり。最も早く且つ最も盛んに此の公的救貧法を勵行したるハ英國なり。其理由、労働者の自由と寺領地の没収、英國民の九分ハ公貧者なり。アダムスミス富國論、マルサス人口論」。

(26) この箇所に「省く」と注記あり。ここからおそらくこの段落の終わる所即ち「現行の普國濟貧制度即ち是なり」までのことを指していると思われる。

(27) この段落の下部に「井上 近世の救濟制度」と銘打たれた文章が便箋に記され、糊付けされている。この便箋は注(21)と同じもので、大正何年月という日付を記入する欄があるものが使用されている。「井上 近世の救濟制度 近世の救濟事業は實に公共的理想の時期を達成せり。茲に公共的と云ふ所以は、其事業の理想に於て一般公共の福祉を増進するの旨趣を包含せるを以てなり。即ち近世に於ける事業の根基は公益増進の理想に淵源す。故に古代に於ける個人的理想と正に相反せり。又近世の救濟事業は民生を基とせる社會的の問題たり。故に中古（往古）神意を本とする宗教的問題とは自ら其の實體を異にせり。此くの如くにして古來の因襲に成れる消極的の施與的救貧制度を一変し新に積極的の福利的社會制度を發生したるは蓋し新經濟學派の功績と稱せざるを得ず。次で近世紀に於ける社會的理論の新興せるあり。近世に於ける救

濟制度は之れに依つて益々其特色を具ふるに至れり云々」。

- (28) この右の余白に次の書込みがある。「公費救助に安んじて益々墮風を助長することを免かれず。英國最も甚し。非慈善論の勃興。アダムスミヌ國富論。マルサス人口論。人口濫殖の風を搖がす」。また、この書込みの上方の余白で、小見出しが記される部分に次の書込みがある。〔New-morality〕。吾人は昔日の私慾界と今日の道義界とのルビコンを渡りたり。今日は正義公道に量て人世を解決せざるべからず。」
- (29) この叙述箇所の下部に、便箋に記され、糊付けされた注記がある。「道義的救済は政治法令の力に頼らず専ら共同自助の方法に之れを求めんとするは彼れの主眼とする所なり。キングスレー モーリスの主唱せる「基督教的社會主義」／實地の社會的事業に依つて博く黎民塗炭の苦を救國を以て教旨の主義の明かにせんことを期せり。／マキス、ミユラールの件 其博愛事業の爲めに奔走すること檻中に於ける獅子の如く然り。其雄傑なる道心は全社會を：爛蔓たる楽土たらしむるまでに常に踴躍却伏して次第も静止する事なし云々」。
- (30) ここで原稿用紙三行分を残し、新しい原稿用紙に次章が書き始められる。
- (31) 赤インクでの傍線。
- (32) この「善根貧衰の運命」の箇所に赤インクで大きな鍵括弧が付けられ、そこから三行後の「憐れむへき窮民なり」に同じ赤インクの鍵括弧が付けられ、一括りにされている。その中間部分にある「所謂首の回らぬ悲境」は同じ赤インクで後筆併記された部分である。
- (33) 赤インクでの傍線。この近辺の傍線はすべて同じ。
- (34) ?印は数ヶ所で見られるが、小河による原稿の推敲が二段階であったこと、つまり加筆訂正を行なった時と?印を付けるだけの時とがあった、ということの意味するのではないだろうか。?印には、何か自分自身を突き放した小河が感じられる。
- (35) この記述は右の統計の数値に誤りがない限り、誤解であろう。
- (36) この左脇に「教育、疾病の病院—S. 43の表」と書き込みがある。文意が飲み込めないが、「S. 43の表」とは原文四三ページの表ということで、バロードによる人口統計のことを指していることは間違いない。
- (37) この段落の原稿用紙下部に糊付けされた便箋に次のような内容が記されている。「貧民推薦する者より選挙し名譽職とす。喜んで受任す。Die Instruktion der Pfleger bezeichnet als deren Aufgabe: "mit wohlwollendem Herzen und Freundlichkeit die Bitte der Armen zu hören, mit Ernst den unberechtigten Anspruch zurückzuweisen () durch sor[ge]fältige Prüfung das Mass der notwendigen Unterstützung zu finden und zu verhindern, dass durch gewährte Almosen Müssig[ig]ang und Sittenlosigkeit gefördert werden". (カッロの中は小野補。)
- ／…前7% 後半4%以下／…費五〇%減少の公貧者四千人／一四六〇人に減少 乞食皆無／此制度ヲ採用したる各地にて著るしく人員と費用ヲ減せり」。
- (38) この右脇に×印があり、上方余白に同じ×印があつて (Bezirke) と記されている。

- (39) この箇所、つまり原文の五二―五三ページの間に、原稿用紙に糊付けされていたものとは別種の便箋（藍色の野線）が四枚挟み込まれている。この第三章に関する記述ではなく、凡例・解題の箇所に記したように第一章、第二章のレジュメであり、本来このところを注として掲げるべきものではないが、ここに置かれていたので掲載することにする。なお、使用されている便箋は「救済事業研究会用箋」とヘッドラインのあるもので、右脇には大正何年何月と日付を記入する欄を備えているものである。すなわち、「救済と文明／開化せる羅馬時代の蛮風 老人遺棄の風ありとせば其は後世のことにして古代は寧ろ人情敦篤たりしを疑はず 本能的救済／古代の救済は求報主義の救済なりと云ふ井上氏の説（1）本能的が漸次人工的理性的に進化するに至る。本能主義の絶対的なるに反して人工主義の救済は相関的也／希臘史 ペシストラトース又はソロン時代には既に政治的救済の稍々備はれるものあるを見る 軍人遺族（2） 貧民優待 民主主義の政體ヲ行フニ至テ益々甚シキヲ加フ／富と犯罪（2 a）／シヤルミーデスの述懐談／アリストーテレス デモステーネスの痛評／羅馬時代 貧民ノ勢力ヲ憚カルガ為メナリ 累代ノ帝王即位式ニ金円ヲ頒ツヲ例トス 之ヲ政治的救済中ノ政略的又ハ権道的救済と名ク／王道の／孟子^{ミツ}東洋先王發政先四民無告之者視民如傷／基督教徒の信ずる真義の救済 博愛主義宗教的の救済と基督教／博愛的救済の基礎觀念 四則／基督教の勃興と救済事業の發展／賑恤ヲ寺院の主務とす／寺院収入の四分／基督教の勢力擴大 勢力維持と虚栄慾の充實の為メニ資金の要求／施與はすべての罪業を消滅す／迷信の鼓吹 方便の利用／貧民を囿とす 施せば可なり 濫施を來たす所以なり／寺院は救済の中心たると共に貧民の醸造所也／神社佛閣／家庭式と集會式／寺院の經營掃溜／貧民の激増 兵乱（3）／其弊を蒙るものハ寺院より都市 事業的乞食團／高壓的參集的救済 乞食禁止主義／地方的／（4）如何にして都市に移りたるや／國家的救済 寺院の手より都市に移り 都市より國家に移る／英國が之れか魁をなせり」。
- (40) この下部に糊付けされた便箋（小豆色の野線）に次の統計が記されている。「英國 一九〇五年 救貧費千六百万磅 受救者九十式萬人／佛國 一九〇四年地方救済事務局四千六百万法 兒童救済費三千一百万 病院療育費一億五千七百万 合計二億三千四百万／一八九〇年 二億二千二百二十万／一八九五年 二億二千六百六十万／一九〇〇年 二、五千五百六十万／一九〇五年 二、九千九十万／一九〇九年 三億九千二百九十万／我國 公貧受救者三萬人 公費四十萬円内外を過ぎず 是と泰西諸國を比して雲壤の差あるを見るは亦以て宇内に於ける無比の一大慶事と謂はざるを得ざり云々」。
- (41) この段落の下部に糊付けされた便箋（小豆色の野線）に次の注記がある。「一人の人格にて高德知識たると熟練なる救済者たるを兼ねるとは至難なり。卓絶したる人なれば極少なり。 Die Welt stand ausserhalb der Welt, heutzutage steht die Welt innerhalb der Kirche（おそらく最初の Die Welt は Die Kirche の間違いである〔小野注〕）／昔しは宗教は世間外にあり今は世間の中に宗教あり。宗教が餘りに救済事業に深入りするときは終止するの虞なき能はず。格別なる貧民傳道〔救済〕^{採措}のことに格別の知識素養あるものを熟練せしめんとするが内地傳道の理想なり／ボストン 新英國 グラスゴー (David Nasmyth 1826) ロンドン Lord Shaftesbury (1835)。
- (42) ここに×印があり、同じ×印が上部余白にある。さうに次の文章が記されている。すなわち Vinzenz von Paula "Wenn ihr eure Pflicht tut,

so werden euch eher die Armen fehlen, als die Mittel zur Hilfe."

- (43) 〃〃に××印があり、同じ××印がその右余白にある。そこには「十五世紀エーベルンハルト」とある。
- (44) 黒インクでの傍線。
- (45) この左に原稿用紙七行分の空欄あり。
- (46) 〃〃で文章は中断している。
- (47) この左に原稿用紙九行分の空欄あり。
- (48) この右下方に次の書込みがある。「小石川区櫻木町六 地文館」。
- (49) 〃〃の上部に次の書込みがある。「Dem Bettler gib, füll das Wasser in ein Sieb」
- (50) 〃〃の段落の原稿用紙下部に糊付けされた便箋に次のような内容が記されている。「Versagen kann oft auch Helfen sein, und Geben ist oft Verderben. / 施さざることの反て救済になる場合の少からなると共に、屢々また施すことの為めに反て人を賊するの結果を見るに至ることを免れず。Der Armenpfleger muss selbst in die Hütten der Armen gehen, wiederholt gehen, unerwartet gehen, vor und nach der Wohllat gehen, wenn er auch nur die erlogene oder wenigstens übertrieben geschilderte Armut von der wahren verschämten unterscheiden will'. / Leichtsinnes Almosengeben gehören praktisch zu den schädlichsten Feinden der Armen." Lord Neaves」
- (51) 〃〃の上部に次の書込みがある。「Nicht die Sym(p)tome des Übels gilt es in erster Linie zu bekämpfen」。
- (52) 〃〃の下部の余白に次の書込みがある。「Schlechte Armengesetzgebung und gute Armenverwaltung (sind) viel besser als gute Gesetzgebung und schlechte Verwaltung.」。
- (53) この左の部分に書込みがあるが、判読不能であった。
- (54) この段落の原稿用紙下部にかつて糊付けされていた跡があり、今日原稿用紙本体から分離された形でこの箇所位置に置かれている便箋に次のような内容が記されている。「Sorge ebenso sehr für die Seele, wie für die Liebe der Armen. Charity to the soul is the soul of charity. 救済の精神は霊の救済なり。若し確實に救助せんとすれば、先づ彼れを敬愛せざるべからず。労働を與ふることは即ち教育的要素を負擔す。自営自食の觀念を發揮せしむ。また、この段落の上部余白部分には次の書込みがある。「Göttinger Bettler 15 Pfennig. 三、四、五月、毎月三〇〇内外。Steinklopfer 晩食宿泊朝食 六月乃至九月一〇五人」。
- (55) この上部余白に次の書込みがある。「キングスレー 吾人の業は或る面事改るゝと雖も吾人の心は必ずや…すべからず。吾人は自ら利するの心あるに非ず。只一に自ら天に奉まつるあるのみ」。
- (56) 〃〃に××印があり、上部余白に同じ××印がある。そこに「Notwendiges Übel」がある。

- (57) この上部余白に次の書込みがある。「Das sind Geschenke, die von den Empfängern kaum als Geschenk empfunden werden, also das Ehrgefühl nicht beeinträchtigen, und wo beim Geben recht eigentlich die linke Hand nicht weiss, was die rechte tut.」
- (58) この左の余白に次の書込みがある。「窮乏ノ給與ニ費シテ貸付ノ主義を取るを可はず。Der erste Taler, der einem Bedürftigen geschenkt wird, brennt ein Loch in die Hand, durch das alle weiteren Gaben hindurchfallen.」
- (59) 赤鉛筆による傍線。なお次の行の二つの傍線、また次の段落の一行目の傍線（療疾保険）、さらに次の段落一行目の傍線（非難）も同じ赤鉛筆によるもの。
- (60) この「等」は前の(一)、(二)、(三)の諸事項を受けている。なお、(三)の上部余白にある印は黒インクによるものである。
- (61) この抹消箇所の右脇に「ヲナスモノモアル」と書込みがある。つまり、営業的に行なわれる職業紹介もあるとの新しい認識が、従前の「職業的に非ざる職業の紹介」という叙述を妥当せぬものとして、抹消するに至った経過が見て取れるわけである。
- (62) ここに×印があり、上部余白に同じ×印がある。そこに gleiche Teilnahme der Arbeitgeber und Arbeitnehmer an der Verwaltung とある。
- (63) 赤鉛筆による傍線。三行後の傍線も同じ。
- (64) ここに×印があり、上部余白に同じ×印がある。そこに Arbeiterkolonien とある。
- (65) ここに数値の記載はなかった。
- (66) この上部余白に赤鉛筆で三重丸あり。
- (67) 次の原稿用紙半葉一二行分の空欄あり。
- (68) 次に原稿用紙一行分の空欄あり。
- (69) 赤鉛筆による傍線。以下の傍線すべて同じ。
- (70) ここに×印があり、上部余白に同じ×印がある。そこに Genesungsheimstätten とある。
- (71) この林間恢復院という用語のある行の上方余白に、Walderholungsstätten の書込みがある。
- (72) ここに×印があり、上部余白に同じ×印がある。そこに Jugendfürsorge, Heft. 4, XIII Jahrg. とある。
- (73) ここに×印があり、この上部余白に同じ×印がある。そこに Armenarbeitshaus とある。またこの段落のあとには原稿用紙七行分の空欄あり。
- (74) この右の余白に次の書込みがある。「Der Übergang von geldunterstützung zu Naturalien so oft noch heute als erste Reform der Armenpflege von Unkundigen gepriesen wird.
- (75) 原文の一一九～一二〇ページの間に「社會政策講義録原稿用紙」と上部に、そして「財団法人協調會」と下部に印刷された原稿用紙が一葉挟まっており、第一行目の升目に「向つて相當の職業を」の九文字がペンで記されている。

- (76) この上部余白に次の書込みがある。「Jüngere Ärzte は不可欠なり」。
- (77) 次に原稿用紙一九行分の空欄あり。
- (78) ここに×印があり、上部余白に同じ×印がある。ネツに Sauglingsfürsorgestelle とある。
- (79) 次に原稿用紙五行分の空欄あり。
- (80) 次に原稿用紙二〇行分の空欄あり。
- (81) この段落の上部余白に次の書込みがある。「Nach dem gegenwärtigen Rechtszustand ist die Unterstüzung wirklich Bedürftiger keine endgültige Wohltat; der Unterstüzte ist zur Erstattung verpflichtet, sobald seine gebesserten Verhältnisse dies erlauben. また、段落から原稿用紙一七行分の空欄があり、その次の新しいページに移るが、そこには原稿用紙半葉に亘り注が記されている。(1)とあるので、どこかの本文に対応する形式ではあるが、判然としない。ただし、この中に米國社會問題の著者リルーカルとあり、このリルーカルの名は本注(21)に米國社會学者リルーカルとして紹介されている人物と同一と思われ、この『救貧要論』への注とも考えられるが、何か少し違った論文の一部のような感じもする。ともあれ、紹介しておく。
- (1) In Ostindien gehört es zu den Hauptleistungen des Buddhismus das Bettelmonopol der Brahmanen aufgehoben zu haben, so auch andere Kasten, selbst die Weber, zur Würde von Bettlern gelangen konnten. (S. 12)
- 米國社會問題の著者リルーカルは古代に於ける慈善事業を評して、是れ皆人々相率ひて自己の善報を得んがとするの方便に過ぎず。因より之れに由つて一世を濟ふの意なるに非ず。
- 印度の宗典 途に饑衆に逐れて之れに食を與へ敢て憎まざる者は必ずや無量の善報を得べし
- 波斯の古賢人ゾロスター 上天無量の宝財は必ずや貧民を抜う人に限るべし
- ヘブルリユーの經典 「貧民の為に取て戸を開かざる家は必ずや日常病魔の為に開かるべし」